

斜里町環境報告 2024

2026年(R8)1月

斜里町 総務部 環境課

斜里町環境報告2024 目次

はじめに

第1章 環境基本計画

1-1 環境基本計画の概要

1-1-1 計画の目的	1
1-1-2 計画の位置づけ	1
1-1-3 計画の視点と対象範囲	1
1-1-4 計画期間	2

1-2 計画の進行状況

1-2-1 計画一覧	2
1-2-2 計画に基づく事業実施状況	4
基本目標1 脱炭素社会の実現	
基本施策1-1 脱炭素の推進	4
基本目標2 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進	
基本施策2-1 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進	7
基本目標3 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造	
基本施策3-1 世界自然遺産 知床の魅力発信と共有	11
基本施策3-2 野生生物と人との共存	12
基本施策3-3 自然環境の保全と適正利用	16
基本目標4 恵まれた生活環境の保全及び深化	
基本施策4-1 大気・水環境の保全	23
基本施策4-2 快適な生活環境の保全	25
基本目標5 日常生活＝環境配慮型生活の実現	
基本施策5-1 日常生活＝環境配慮型生活の実現	30
1-2-3 施策成果指標実施状況	35

第2章 地球温暖化防止実行計画

2-1 地球温暖化防止実行計画の概要

2-1-1 計画の目的	36
2-1-2 事務事業編の位置づけ	36
2-1-3 計画の対象範囲	37
2-1-4 対象とする温室効果ガス	38
2-1-5 計画期間	38
2-1-6 計画の進行状況	38

2-1-7	基準年度の二酸化炭素の排出量	39
2-1-8	部別課別の温室効果ガス排出量	40
2-1-9	削減目標	40
2-2-1	区域施策編の位置づけ	41
2-2-2	対象部門・分野	41
2-2-3	対象ガス	41
2-2-4	計画期間	42
2-2-5	温室効果ガスの排出量と削減目標	42
2-2-6	2030年の目標に向けた施策	43
2-2-6	進捗管理・評価	43

資料編

1.	知床を守り育てるまち宣言	資料-1
2.	斜里町環境基本条例	資料-2
3.	斜里町ポイ捨て禁止条例	資料-10
4.	環境審議会	資料-13
5.	みどりの環境づくり推進本部	資料-14
6.	環境行政の変遷	資料-15
7.	斜里町の環境データ	
1)	河川水質検査結果	資料-17
2)	ダイオキシン検査結果	資料-17
3)	100平方メートル運動の森・トラストの参加件数と寄付金額	資料-18
4)	野生生物保護管理	資料-18
5)	エゾシカ可猟区域	資料-19
6.	知床世界自然遺産登録	
1)	登録までの道のり	資料-20
2)	登録地域の概要	資料-21
3)	世界自然遺産・知床の保全と管理に関する連絡調整協議	資料-22

はじめに

斜里町は、知床半島に位置する人口1万1千人の、農業と漁業と観光を基幹産業とする町です。知床国立公園に代表される豊かな自然環境を背景にして、昭和47年に、当時の町村では全国的にも例を見なかった自然保護条例を制定し、昭和52年からは国内のナショナルトラスト運動の先駆けとして「しれとこ100平方メートル運動」を行ってきました。これらの自然保護施策を町づくりの根幹として位置づけ、昭和54年の第2次斜里町総合計画以降、「みどりと人間の調和を求めて」という、自然と人の共生をめざした基本理念の下で町政が執行されてきました。

しかし、近年は、この自然保護を中心とした環境保全の施策だけでなく、日常生活を取りまく環境の課題が顕在化し、廃棄物処理対策や公害防止対策などの身近な生活環境に関する施策と、自然保護施策の両立が不可欠となっています。その結果、平成6年からは8品目のリサイクル事業を開始するなど、町民による積極的な省資源の取り組みを実践してきました。

このような状況の下で、平成15年4月1日に斜里町環境基本条例が施行されました。「斜里町環境報告」は、条例第8条において規定する年次報告として作成するもので、町民に対する環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめたものです。また、平成26年3月に斜里町環境基本計画が策定されたことにより、環境報告書がその成果を報告する資料として位置づけています。

第1章 環境基本計画

1-1 環境基本計画の概要

1-1-1 計画の目的

環境基本計画（以下、本計画）は、斜里町の環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、斜里町環境基本条例に基づき策定している。

【斜里町環境基本条例 抜粋】

（環境基本計画）

第10条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1-1-2 計画の位置づけ

計画は、町の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、斜里町環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する長期的な目標と基本的な施策の方向性を定めることにより、斜里町の環境施策を牽引し、施策相互の有機的な連携を図りながら運用する。このため、本計画は斜里町総合計画の部門別計画としての性格を有するとともに、町が策定する個別の行政計画や事業に対しても環境保全に関する基本的な方向を示すものとして影響を与えるものである。

1-1-3 計画の視点と対象範囲














脱炭素	化石燃料の使用抑制、エネルギーの有効利用など地球温暖化防止に関すること（再生可能エネルギー、二酸化炭素排出抑制、吸収源など）
資源循環	ごみの発生、排出の抑制、再使用、再生利用を含めた廃棄物の適正処理と資源循環の推進に関すること（ごみ、廃棄物系バイオマス、リサイクル、処理体制など）
安全安心	大気、水環境の保全や身近な緑とのふれあいなど日々の生活の快適性に関すること（公害物質、緑地、公園、歴史的文化的資源など）
人づくり	環境の保全及び創造の施策を担う人材の育成に関すること（環境教育、環境学習、人材育成）
自然共生	緑や水辺、そこに生息する動植物を含めた自然環境の保全と生物の多様性の確保に関すること（森林、河川、海洋、エコツーリズム、野生生物、外来種など）

1-1-4 計画期間

計画期間は、「第7次斜里町総合計画」と整合を図り、令和6年度から10年間としています。社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-2 計画の進行状況

1-2-1 計画一覧

基本理念	基本目標	基本施策	具体的な方策		
人の営みと自然が調和する 住みよいまち	1 脱炭素社会の実現    	1-1 脱炭素の推進	再生可能エネルギーの導入促進		
			公共施設等への再生可能エネルギーの導入		
			バイオマスエネルギーの導入検討及び利用拡大		
			省エネ型ライフスタイルの普及啓発		
			環境教育の機会の確保		
				吸収源対策	
	2 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進   	2-1 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進	ごみの減量化、資源化の推進	安定的なごみ収集体制づくり	
				不法投棄、野外焼却対策等の推進	
				一般廃棄物処理施設の安定的な管理運営	
	3 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造      	3-1 世界自然遺産知床の魅力発信と共有	ゼロカーボンパークの実現に向けた取組みの推進	エコツーリズムの推進	
				3-2 野生生物と人との共存	野生生物保護管理計画等の推進
					適正な利用の仕組みづくりとマナーの普及啓発
調査研究活動の推進					
3-3 自然環境の保全と適正利用		世界自然遺産地域等の保全管理	森林の保全管理		
			農地環境の保全		
			国立公園内の利用適正化対策		

基本理念	基本目標	基本施策	具体的な方策	
人の営みと自然が調和する住みよいまち	4 恵まれた生活環境の保全及び深化       	4-1 大気・水環境の保全	公害対策の推進 河川、排水環境の保全 海洋環境の保全 水源の保全 生活排水設備の整備の推進	
		4-2 快適な生活環境の保全	環境美化対策の推進 緑化の推進 身近な緑や水辺とのふれあいの場づくり 歴史的文化的環境資源の保存と活用	
		5 日常生活＝（イコール）環境配慮型生活の実現	5-1 日常生活＝（イコール）環境配慮型生活の実現	教育における環境学習の推進 地域、社会など幅広い場における環境学習の推進 効果的な情報提供 人材の育成と活用
		4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を	
		14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	

1-2-2 計画に基づく事業実施状況

基本目標 1 脱炭素社会の実現

基本施策 1-1 脱炭素の推進

施策の方向 1 再生可能エネルギーの導入促進

【推進項目 1】 再生可能エネルギーの導入促進

◆住宅用太陽光発電システム設置補助事業の実施

住宅用太陽光発電を設置する者に対して、最大出力 10kw 未満のものに 1kw あたり 70 千円（上限 350 千円）の補助を行う。

《実施結果》

1 件の申請があった。

近年補助実績件数が減少しており、太陽光に代わる再生可能エネルギーの調査検討や町民ニーズに即した制度の検討が必要ですが、この分野は進歩が速く最良の答えがすぐ見つかる事ではないため、課題として継続的な検討が必要である。

◆普及のための制度及びメリットの周知、情報提供

住宅用太陽光発電システム設置に係る助成の周知を、町のホームページや広報で行う。

《実施結果》

ホームページ等による広報を行った。

◆太陽光発電事業に関する情報の収集及び提供

国の補助制度やその他補助が可能な制度の情報を収集し、町民に提供する。

《実施結果》

環境省等主催の説明会に参加し、最新の情報確保に努めた。

施策の方向 2 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

【推進項目 1】 公共施設への導入対策

◆公共施設への導入の検討

建設予定の公共施設、改修事業の際に、再生エネルギーの導入を検討する。

《実施結果》

新築予定の給食センターに太陽光発電システムを導入する方向で整備を進める。

◆図書館など、再生可能エネルギー導入済み施設の継続的なモニタリング

再生可能エネルギーの導入を行った施設の導入効果等のモニタリングを行う。

《実施結果》

図書館の発電設備は順調に稼働中。一般廃棄物処理施設バイオボイラ他施設も順調に稼働している。

◆緑ダムの包蔵水力を活用した小水力発電施設の発電モニタリング

緑ダムの法蔵水力を活用した小水力発電施設の運用。

《実施結果》

売電収入は 108,445 千円となり、畑かん受益自治体が負担する協議会負担金は大幅に減額となった。

◆地球温暖化防止実行計画（区域施策編）策定

地球温暖化対策をめぐる国内外の動向を踏まえ、2050年ゼロカーボンシティを実現すべく、町民・事業者・斜里町が協働して地球温暖化対策に関する施策を推進していくことを目的として策定する。

《実施結果》

令和7年3月に策定を完了した。

施策の方向3

バイオマスエネルギーの導入検討及び利用拡大

【推進項目1】 バイオマスエネルギーの導入検討及び利用拡大

◆バイオマスエネルギーの有効活用・利用拡大の検討

薪などの木質燃料の利用はカーボンニュートラルの観点から二酸化炭素を排出しないものとみなされ、二酸化炭素の排出抑制に有効であることから、これらの有効活用・利用拡大について検討を行う。

《実施結果》

バイオ燃料の利用先の検討を行ったが、新規利用先の開拓には至っていない。

◆公共施設等の新築時等バイオマスエネルギー活用の検討

公共施設等の新築検討時にバイオマスエネルギー等の活用の検討を行う。

《実施結果》

検討を行ったが、導入予定なし。

施策の方向4

省エネ型ライフスタイルの普及啓発

【推進項目1】 省エネ型ライフスタイルの普及啓発

◆広報や出前講座による普及啓発

広報や出前講座を通じ、町民に生活の中で活用できる省エネルギーの啓発活動を行う。

《実施結果》

イベント等で広報活動を行っている。また、小学校等で授業を行っている。

◆講座の開催

出前講座等を通じて優れた取組事例を紹介するなど、普及啓発を行う。

《実施結果》

事業者向けの講座を開催したほか、小学校での環境教育を実施。

◆PHEV車、低燃費車の導入・検討

公用車等の更新時に、プラグインハイブリッド車等の低公害車導入を検討する。

《実施結果》

車両更新に際して低公害車に更新した。令和6年度1台。

◆EV自動車等の充電スポット等の広域検討・協議の実施

EV自動車等の充電スポット等について広域での検討・協議を行う。

《実施結果》

斜里郡3町の再エネ担当者会議で情報共有を行った。

◆事業者向け普及啓発の実施

産業部門における二酸化炭素排出量削減のため、事業者向けの普及啓発を行う。

《実施結果》

商工会と連携し、事業者向けセミナー開催と省エネ診断を実施した。

施策の方向 5

吸収源対策

【推進項目 1】 吸収源対策

◆斜里町森林整備計画に基づく計画的な森林整備

健全で豊かな森林を持続するため、法令に基づき森林整備計画を作成し、地域の実情に即した適切な森林づくりを推進する。

《実施結果》

町有林の下刈 6.36ha、間伐 13.40ha、植栽 10.70ha を実施した。

◆公共施設の緑化への配慮

自然景観の保全や創出のため、公共施設内の緑化を推進し、街路樹の適正管理と併せ、緑豊かなまちなみイメージを創出する。

《実施結果》

既存施設の緑地帯について、適切な管理に努めた。

◆植樹祭、森の集いの開催

斜里町植樹祭については、普遍的価値を有する斜里町の森林を将来に引き継ぐため、植樹祭を通じ緑化思想の普及を図ることを目的に開催する。

原生の森復元のため、運動参加者とともに森の集いを開催し、100 平方メートル運動地に植樹を行う。

《実施結果》

町民植樹祭を 5 月 18 日に開催し、78 名にて苗木 300 本を植樹した。しれとこ 100 平方メートル運動において原生の森づくりを継続して行っており、しれとこ森の集いには 132 名が参加した。

◆Jクレジットの検討

町有林管理の中で、Jクレジットを活用することができないか検討する。

《実施結果》

検討を行っているが、現段階では主伐が多いため、クレジット量がマイナスとなってしまう。

【推進項目1】 ごみの減量化、資源化の推進

◆広報等による情報提供

ごみの減量化についての広報による呼びかけを行う。

《実施結果》

ホームページによる周知を行った。

◆可燃性ごみの資源化の実施

高温高圧処理施設において、ごみ固形燃料（RDF）を製造し燃料として利用する。

《実施結果》

従来どおり資源化処理を行い、みらいあーるボイラで活用している。

◆生ごみの堆肥化の実施、農地への還元の実施

生ごみ堆肥化施設で堆肥化を行い、みらいあーる施設近隣の農家へ還元を行う。

《実施結果》

受け入れた生ごみを全て堆肥化し、農家へ還元した（393トン）。

【推進項目1】 快適なステーション環境づくり

◆春季環境整備週間・秋季環境整備週間の実施

快適な地域環境整備の一環として、環境整備週間を設定し、環境整備を行う。

《実施結果》

春季を5/19～5/25、秋季を10/5～10/11として、各自治会で実施した。

◆協働によるまちづくり推進事業補助金による自治会へのごみステーションの更新・補修に対する補助

自治会で設置しているごみステーションの更新・補修に対する補助金を交付する。

《実施結果》

更新3台、新設3台に補助金を交付した。

◆不適正排出防止対策の実施

ごみステーションへの不適正なごみの排出を防止するために、対策を講じる。

《実施結果》

不適正排出ごみへの張り紙を行い、注意・マナーの意識づけを行った。また、町民からの苦情や通報を受けて、回収や個人が特定される際には指導を行った。

【推進項目 2】 農業用廃プラの回収対策

◆農業用廃プラスチック適正処理の推進

農業により排出された廃プラスチックの不法投棄を無くし、適正に処理がされることを目的として、推進協議会による処理を実施する。

《実施結果》

適正処理協議会による廃プラ回収を7月と11月に実施した。

施策の方向 3

不法投棄、野外焼却対策等の推進

【推進項目 1】 観光客対策

◆観光客・滞在者に向けたごみ受入れ先情報の周知

野生生物へのえさやりやポイ捨ての防止のため、観光客や滞在者に向けたごみ受入れ先の情報の周知を行う。

《実施結果》

ウトロに至るまでの駐車帯に看板を掲示し周知を行った。ポイ捨て禁止看板に併記し周知を図っている。近年増加傾向にあるキャンピングカー等の旅行者のゴミの受入れが課題となっている。しゃり・うとろ両道の駅、R2 年度から遺産センター・自然センターでの有料引受が実施されている。

【推進項目 2】 不法投棄、野外焼却対策

◆広報等による周知の実施

不法投棄・野外焼却が法律違反であること、犯罪行為になることも含め、周知を行う。

《実施結果》

不法投棄対策として看板を掲示したが、広報等による周知は行えなかった。

◆苦情、通報への迅速な対応

通報があった不法投棄・野外焼却は、警察と連携して対応を行う。

《実施結果》

事案発生の都度、対応をとっている。原因者が特定される場合は、警察と連携し対応している。

◆ポイ捨て・不法投棄対策事業の実施

ポイ捨てや不法投棄が行われないよう防止対策を行う。

《実施結果》

ポイ捨てが多い場所に看板を掲示することで未然防止対策を行った。

【推進項目 1】 一般廃棄物処理施設の安定的な管理運営

◆ エコクリーンセンター、リサイクルセンター、以久科最終処分場における安定的処理の実施

エコクリーンセンター・リサイクルセンターの安定稼働および以久科最終処分場の安定処理を実施する。

《実施結果》

エコクリーンセンターは、資源化施設で製造された生成物ペレットの安定的な売却先があり、安定した稼働を行っている。リサイクルセンターも、安定した稼働を行っている。以久科最終処分場は、水処理を継続して実施した。

◆ 以久科最終処分場の浸出水処理の継続実施

埋立を終了した以久科最終処分場の浸出水処理を継続して実施する。

《実施結果》

適正な処理を実施した。

◆ ・リサイクルセンター計画的な機器更新

安定的なごみ処理体制維持のため、老朽化している処理機器の更新を行う。

《実施結果》

各種機器の修繕を実施した。

◆ リサイクル処理対象物別処理の広域化検討

リサイクルセンターで処理している資源物について、広域処理の可能性を検討する。

《実施結果》

その他プラ等の広域処理について、担当者による協議を行った。

◆ 生ごみ水分低減に関する周知啓発及び生ごみ処理機助成の実施

堆肥化処理の問題点である水分低減に関して周知啓発を実施するとともに、家庭用生ごみ処理機の購入に助成を行うことで水分低減と減量化を促進する。

《実施結果》

「分別の手引き」、ホームページに掲載した。生ごみ処理機の助成については継続して実施している。助成件数：38 件。

◆ 一般ごみ資源化施設の必要な施設整備・改修

埋立を終了した以久科最終処分場の浸出水処理を継続して実施する。

《実施結果》

適正な処理を実施した。

◆ 最終処分場の適正な維持管理

最終処分場の適正な管理を行う。

《実施結果》

常時監視、把握を行っているが滞留水が発生している。

◆広域廃棄物中間処理施設の整備

斜網地区 1 市 5 町において、広域廃棄物処理施設の整備を進めており、効率的なごみ処理のため廃棄物関連各種施設を計画的に整備を進める。

《実施結果》

1 市 5 町での広域処理に向けて検討を進めている。

【推進項目1】 世界自然遺産知床の魅力発信と共有

◆知床サステイナブルフェス開催

サステイナビリティへの気づきを目的としたイベント「知床サステイナブルフェス」を開催する。

《実施結果》

9月29日に生活と環境をテーマに斜里市街地で、10月12日～13日にかけて自然と環境をテーマに自然センターを中心とした知床国立公園内で開催した。

◆しれとこ 100 m²運動に関する情報発信、ボランティア受け入れ

《実施結果》

道内外のイベントにて100平方メートル運動のPRを行ったほか、運動参加者に対しては例年同様しれとこの森通信を送付し、現状を広報した。また、様々な企業等からのボランティアを受け入れ森林再生事業を実施した。

◆斜里町外の研究者・学生からの提言によるアイデア創出

《実施結果》

地域おこしインターンの受け入れを行い、環境教育や魅力発信のための取組について検討を行った

【推進項目1】 エコツーリズム戦略の運用

◆戦略に基づく提案事業の受付、サポート

エコツーリズム戦略は、知床のエコツーリズムを含む観光利用の基本方針を定めたものである。地域主体であることなどを目指すべき視点として示しており、全ての人が遺産地域のエコツーリズムを提案・承認を受けることで部会を設置することが可能となる。町は提案の受付窓口及び受付に係るサポートを担う。

《実施結果》

令和6年度は、新たな提案は無かった。

◆適正利用・エコツーリズム検討会議、個別検討部会への参画

「適正利用・エコツーリズム検討会議」は、適正な利用およびエコツーリズムの推進に関して、専門家や行政機関、地元関係団体の合意形成を行うことを目的として設置され、町が参画する。その傘下には、個別の課題ごとを検討するために個別検討部会を設置することができる。

《実施結果》

知床国立公園エコツーリズム戦略改定および、インタープリテーション全体計画策定作業に参画した。

【推進項目 2】 エコツアーリズムプログラムの開発

◆戦略に基づくプログラム開発の推進(厳冬期の知床五湖エコツアーやカムイワッカ湯の滝上部区域試行事業の実施)

知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツアーリズム検討会議において承認された事業であり、「厳冬期の知床エコツアー・カムイワッカ湯の滝上部区域試行事業」を実施する。

《実施結果》

厳冬期の知床五湖エコツアーやカムイワッカ湯の滝のぼり事業の実施に加え、新たに知床五湖星空散歩を実施した。

基本施策 3-2 野生生物と人との共存

施策の方向 1 野生動物保護管理計画等の推進

【推進項目 1】 エゾシカの保護管理対策

◆斜里町鳥獣被害防止計画に基づく半島基部個体数調整事業の実施(捕獲奨励金の支給)

エゾシカの生息数が著しく増加したことにより、自然生態系への影響や農林業被害の増加など住民活動との間の軋轢も大きくなっている。斜里町鳥獣被害防止計画により、シカを対象鳥獣に定め、猟銃、ワナによる捕獲を行った有害駆除従事者に対し、1 頭当たり 4,000 円の奨励金を支給する。

《実施結果》

エゾシカ捕獲奨励金を 1,116 千円支給した (279 頭分)。

◆ウトロ市街地内エゾシカ対策の実施

《実施結果》

市街地防鹿柵の維持管理を行っている。

◆国立公園内、100 m²運動地での個体数調整事業の実施

知床半島のエゾシカ管理計画を定めた「知床半島エゾシカ管理計画」に基づき、環境省が、知床岬、幌別-岩尾別 (100 m²運動地内) 等での個体数調整事業を実施する。

《実施結果》

環境省、林野庁による事業が実施された。

◆エゾシカ有効活用推進事業(残渣処理助成)の実施

平成 25 年度より、有害鳥獣駆除事業で捕獲したエゾシカを受け入れて、食肉加工している町内有効活用業者に対し、解体処理に伴い発生する残渣処理費用を補助する。

《実施結果》

令和 6 年度は 660 千円の補助金を交付した。

◆第 4 期知床半島エゾシカ管理計画の推進

第 4 期知床半島エゾシカ管理計画に基づき事業を推進していく。

《実施結果》

100 平方メートル運動地の防鹿柵維持管理、隣接地域での捕獲を促進した。

【推進項目 2】 ヒグマの保護管理対策

◆第2期知床半島ヒグマ管理計画の推進

知床半島ヒグマ管理計画に基づき事業を推進していく。

《実施結果》

計画に基づき、ヒグマ対策を知床財団に委託、実施した。

◆ヒグマ対策連絡会議への参画

「ヒグマ対策連絡会議」は、知床のヒグマ対策の推進とモニタリングの実施、情報共有と進捗管理を実施することを目的として設置された。平成23年度に策定した「知床半島ヒグマ保護管理方針」のその後のフォローアップを引き継いで実施する。

《実施結果》

2回開催した。

◆ヒグマ対応出動手当、捕獲奨励金の支給

ヒグマによる危害の予防警戒及び捕獲等のために出動した有害鳥獣捕獲等従事者に出動手当（1,650円/時間）、捕獲を行った従事者には奨励金（10,000円/頭）を支給する。

《実施結果》

令和6年度の支給実績は、以下の通りであった。

- ・出動手当…1,663時間出動、2,744千円支給
- ・捕獲奨励金…15頭捕獲し、150千円支給

◆電気柵の維持管理

ウトロ地区と斜里市街地周辺にクマ対策用の電気柵を設置し、維持管理を行う。ウトロ地区は、ウトロ小中学校周辺・ウトロ東・ウトロ西に電気柵を設置する。斜里市街地は、市街地出没を受けて平成23年から設置している。

《実施結果》

令和6年度も同地区に設置した。また、電圧測定や下草刈りなど日常のメンテナンスを実施した。

◆農地への電気柵導入促進

農作物の鳥獣被害軽減のため電気柵の導入促進を行う。

《実施結果》

多面的機能支払交付金を活用して農地への電気柵の整備を実施した。

◆ほっとメールによる出没情報の配信

平成24年度より、ウトロ市街地、斜里市街地、および学校周辺でのヒグマ出没事案をほっとメールを活用し情報の配信を行っている。

《実施結果》

令和6年度は、出没情報等31回の配信を行った。

【推進項目 1】 国立公園内の利用誘導の仕組みづくり**◆知床自然センターで適正な利用を促進する情報発信**

国立公園を訪れた方が、野生生物との適切な距離感を保つことやポイ捨て・えさやりをしない等、適正に利用を行うことができるようにするため、知床自然センターにおいて情報発信を行う。

《実施結果》

適正利用を促進するため、館内インフォメーションでの情報発信や大型映像館における「THE LIMIT」上映などを行った。

◆国立公園内利用適正化対策（マイカー規制）の実施

知床国立公園では、自然環境の保全と快適な利用環境の提供を目的として自動車の通行規制を行う。夏季の車両混雑時期に道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）でマイカー規制を実施し、シャトルバスを運行している。実施方針は、マイカー規制協議会で協議・決定する。

《実施結果》

令和 6 年度は 8 月 9 日～8 月 18 日（10 日間）実施。混雑対策として交通規制を伴わない路線バス増便運行を 8 月 11 日～15 日（5 日間）実施した

【推進項目 2】 不適切行為の防止対策**◆キツネ等への不適切行為対策の実施**

外国人観光客等がキツネ等の野生動物への不適切行為（抱きかかえる、えさやり）対策について検討を行う。

《実施結果》

道の駅や自然センター等で、ポスター等により野生動物へのエサやり・接触禁止を周知啓発した。

◆自然公園法による野生動物への著しい接近及びつきまといを規制

令和 4 年の自然公園法改正により、国立公園内における野生動物へのみだりなえさやり、著しい接近、つきまといが禁止されている。カメラマンや観光客によるこれらの事例は、人身事故・交通渋滞による事故につながる可能性があることから、適切な対応が必要。

《実施結果》

国立公園内の事例で現場対応を行った。

施策の方向 3

調査研究活動の推進

【推進項目 1】 野生生物の調査研究、モニタリング活動

◆ヒグマ出没状況、生息状況に関するモニタリング

ヒグマの出没状況を把握し、生息状況のモニタリングを行う。

《実施結果》

目撃情報、農地被害情報の収集を知床財団に委託した。農地被害の集計は J A しれとこ斜里により行われている。

◆オジロワシ繁殖状況のモニタリング調査の実施

天然記念物指定鳥類であるオジロワシの繁殖状況のモニタリング調査を行う。

《実施結果》

知床財団等と協力して実施した。

◆100 m²運動地での魚類、植生等モニタリング

運動第 1 次復元対象種として定めたサクラマス産卵状況調査や定点撮影調査による過去の状況と比較、シカの採食圧調査等を行う。その結果を元に、運動地の森林再生の方針や方向性を確認しながら進める。

《実施結果》

令和 6 年度も継続してモニタリングを行った。

◆世界遺産地域長期モニタリング

遺産地域内の基本的な管理方針を定めた「知床世界自然遺産地域管理計画」において、遺産地域を科学的な知見で管理していくために、長期的なモニタリングを実施する。モニタリング結果の共有・評価は科学委員会のワーキンググループ等にて実施する。

《実施結果》

令和 6 年度も科学委員会及び各 WG 等でモニタリング結果と評価の共有を実施した。

◆その他、博物館、知床財団による独自調査研究活動の実施

博物館・知床財団において、独自調査研究事業活動を実施する。

《実施結果》

岩尾別川の魚類モニタリング調査を実施した。

施策の方向 4

外来種対策の推進

【推進項目 1】 特定外来生物の生息状況等の把握及び情報共有

◆広報でのアライグマ目撃情報の呼びかけ

アライグマ目撃情報呼びかけに係る周知を行う。

《実施結果》

広報への掲載ができなかった。

◆情報収集

特定外来生物に関する情報共有フォーマットを使用することにより、データの蓄積や情報共有をはかる。

《実施結果》

野外調査時や傷病鳥獣回収の際に情報収集を行ったほか、定点カメラによる観測を実施した。

【推進項目 2】 外来生物法に基づく対応

◆アライグマ等外来生物の捕獲対応

アライグマについては、平成 13 年を皮切りに、25 件の生息情報が寄せられていることから、平成 26 年 3 月に策定した「外来生物法に基づくアライグマ、アメリカミンクの被害防除計画」をもとに対応する。

《実施結果》

情報があつた際、捕獲できる体制を整えていたが捕獲事例はなかった。

基本施策 3-3 自然環境の保全と適正利用

施策の方向 1 世界遺産地域等の保全管理

【推進項目 1】 世界自然遺産地域の保全対策

◆世界遺産各種会議（科学委員会、WG、地域連絡会議等）への参画

遺産地域の各種課題に対する検討は、科学的な立場から助言を行う専門家の組織「科学委員会」と、行政や地域関係者団体からなる「地域連絡会議」で合意形成を図る。また、科学委員会の傘下には、各課題別のワーキンググループ（WG）が設置されている。

《実施結果》

科学委員会及び地域連絡会議、各 WG が開催され、参画した。

◆知床五湖利用調整地区制度の運用

知床五湖は平成 23 年度に利用調整地区制度を導入し、自然景観や生物多様性の維持を推進することを目的として、地上遊歩道に立ち入る利用人数の制限等を行う。五湖の利用のあり方については、「知床五湖の利用のあり方協議会」で検討する。

《実施結果》

令和 6 年度は、4 月～11 月の期間で利用調整地区制度を運用した。利用のあり方協議会にて、報告・協議を行った。

◆みどり基金（世界遺産適正利用基金）の運用

知床世界自然遺産の豊かな自然の保護と適正な利用を推進するため、「みどり基金（世界遺産適正利用基金）」を設置し、寄附を受け、遺産地域内の諸課題に対する事業を行う。

《実施結果》

令和 6 年度は、23,928 千円を遺産の各事業に充当、7,439,893 円の寄附を受けた。

◆世界遺産施設等運営協議会への参画

「世界遺産施設等運営協議会」は、遺産施設等の管理運営や遺産施設等を活用した活動内容の検討を行うことを目的に設置されている。その傘下に、「羅臼岳登山道維持管理部会」を設置し、登山道の維持管理等に関する連絡調整を図る。

《実施結果》

2 月に施設等運営協議会総会が開催された。なお、協議会会長は、羅臼町長が務めている。

◆知床地区協議会への参画

「知床地区連絡協議会」は、国立公園内の駐車場や施設管理事業についての検討を行うことを目的に設置され、自然公園財団知床支部が主催し、開催する。

《実施結果》

令和6年度は2月に開催され、事業及び収支報告が行われた。

◆保全に係るモニタリング（クマ・シカ・希少鳥類・水域生物群集：知床財団）

クマ・シカ・希少鳥類等の保全に係るモニタリング等を行う。（実施主体：知床財団）。

《実施結果》

町がエゾシカライトセンサスに協力している他、知床財団によるモニタリングが適正に行われている。

【推進項目2】 自然環境保護管理対策

◆町内一円の自然環境保全パトロールの実施

自然環境を保全していく上で問題となる事象や重要な情報等を早い段階で把握し、対応していくため、真鯉地区を境に以東は知床財団、以西は町・博物館によりパトロールを実施する。

《実施結果》

令和6年度も例年同様に、日常的にパトロールを実施した。

◆以久科原生花園遊歩道の維持管理

毎年6月に遊歩道の維持のため、草刈りを実施する。

《実施結果》

令和6年度においても、遊歩道の草刈りを実施した。

◆記念保護樹木の維持管理

現在指定している4ヶ所の記念保護樹木の維持管理を行う。

《実施結果》

令和6年度は、荒天直後の現状点検及び施肥を実施した。

【推進項目3】 国立公園内の美化対策

◆国立公園クリーン事業（先端部地区海岸清掃）の実施

環境省、住民ボランティアと協働で、年1回知床岬の啓吉湾～文吉湾で清掃活動を実施する。

《実施結果》

令和6年度は、ルシャ地区において10月30日に33名の参加で漁具のうちブイ420kgを回収した。

◆自然公園財団への清掃活動助成

国立公園内の美化活動を行っている自然公園財団に対して活動助成を行う。

《実施結果》

清掃活動事業に対し405千円助成を行った。

◆公園内・登山口トイレの維持管理

公園内の景観保全、登山者のし尿対策として、トイレの設置・維持管理を行う。

- ・羅臼岳登山口…バイオトイレ等2基、木下小屋前1基
- ・カムイワッカ湯の滝入り口…仮設トイレ3基
- ・知床岬…北海道が設置しているトイレの汲み取り料を羅臼町と折半で負担

《実施結果》

令和6年度も、それぞれの公園内・登山口トイレに対し、清掃・汲み取り等の維持管理を実施した。

◆**携帯トイレ回収ボックスの設置**

使用済み携帯トイレの回収専用ボックスを羅臼岳登山口と硫黄山登山口に設置し、回収・処理を実施する。

《実施結果》

令和6年度も、各登山口に回収ボックスを設置し、携帯トイレの回収・処理を行った。

施策の方向2

森林の保全再生

【推進項目1】 100 m²運動地の森林再生

◆**運動地の針広混交林形成に向けた各種作業の実施**

運動地の森林再生は、様々な樹種が入り混じる針広混交林を目指し、植樹を行う。その手法としては、小型広葉樹苗を防鹿柵に植えこむ手法や柵外の針葉樹林の穴地に大型広葉樹苗を植え込む手法を行う。

《実施結果》

100 平方メートル運動地森林再生業務を知床財団に委託し、苗畑からの移植、防鹿柵補修、樹木保護を実施した。

◆**森林再生専門委員会議の開催、運動推進本部、支部との連携**

運動地の方針や方向性は、動植物の専門家や地元の有識者で構成される森林再生専門委員会議を開催する。また、運動参加者の拡大に向けた取り組み、会員相互の親睦交流、運動の持続的な発展に協力することを目的として、行政と町民で構成する運動推進本部を設置している他、支部として関東支部及び関西支部、北海道支部を設置している。

《実施結果》

11 月に森林再生専門委員会議を開催。3 月に運動推進本部を開催。関東、関西、北海道支部に活動助成を行ったほか、森の集い前日に本部と支部の意見交換会を実施した。

【推進項目2】 町有林、民有林の整備

◆**斜里町森林整備計画に基づく計画的な森林整備**

健全で豊かな森林を持続するため、法令に基づき森林整備計画を作成し、地域の実情に即した適切な森林づくりを推進する。

《実施結果》

町有林の下刈 6.36ha、間伐 13.40ha、植栽 10.70ha を実施した。

◆**町有林の現況把握のための調査実施と調査結果に基づく森林整備の実施**

町有林の現況把握のため調査を行う。

《実施結果》

町有林現況調査を実施し、次年度の施業に向けた検討を行った。

◆関係団体との連携による各種補助制度を活用した適期の施業実施

《実施結果》

関係団体と連携し、各種補助制度を活用した施業を実施した。

◆事業実施団体への情報提供

《実施結果》

森林組合との連携により、情報の共有を行った。

◆森林環境譲与税を活用した斜里町みどり豊かな森林環境整備促進事業による民有林整備促進

《実施結果》

森林環境譲与税基金を活用した補助制度により民有林の整備促進を図った。

施策の方向 3

農地環境の保全

【推進項目 1】 農地の荒廃防止及び有効利用の推進

◆多面的機能支払交付金事業（農地維持、資源向上対策）の推進

《実施結果》

地域組織等による排水路や農道の保全管理活動を支援した。

◆農地幹旋及び利用調整活動の推進

《実施結果》

農業者からの申し出に基づき農地あっせん事業を実施し、利用調整を行った。

◆遊休農地発生防止等に向けた農地パトロールの実施

《実施結果》

8月から9月の間、農業委員による農地パトロール調査を実施した。

◆土地改良事業による排水対策、大区画化の推進

《実施結果》

国営、道営事業により町内一円の農地基盤整備事業を実施した。

◆農業用廃プラスチック適正処理の推進

農業により排出された廃プラスチックの不法投棄を無くし、適正に処理がされることを目的として、推進協議会による処理を実施する。

《実施結果》

適正処理協議会による回収を7月と11月に実施した。

◆排水機場、排水ポンプの設置管理

暴風雪・融雪時期等による急激な河川・排水路の水位上昇により、農地が冠水する被害を防止するため、排水ポンプを設置し、適正な管理を行う。

《実施結果》

団体営事業による維持管理実施と地域の管理組織が行う取り組みを支援した。

【推進項目 2】 環境負荷に配慮した持続的な農業の推進

◆輪作体系の確立支援

収穫量・品質向上等に向けた輪作体系を確立するための支援を行う。

《実施結果》

緑肥作付奨励による輪作体系維持を支援した。

◆堆肥等有機質資源の施用などによる土づくりの推進

土壌の安定化や病害虫の抑制が期待できる堆肥等を活用し土づくりの推進を行う。

《実施結果》

畑作農家と畜産農家で耕畜連携により堆肥投入による土づくりを行った。

◆みどりの食料システム戦略による化学肥料や農薬の低減対策の推進

情報通信や情報分析などを活用し、必要量の施肥を行う事により、化学肥料等の低減対策等の推進を行う。

《実施結果》

国の補助事業を活用しながら、化学肥料の低減に努めた。

◆土壌診断に基づく適正施肥の推進

《実施結果》

土壌分析結果に基づく過剰施肥の抑制に努めた。

施策の方向 4

国立公園内の利用適正化対策

【推進項目 1】 各種利用ルールの普及啓発

◆知床自然センターにおける大型映像館での上映、展示物掲示、館内レクチャーの実施

知床自然センターは、知床財団に指定管理委託している。MEGA スクリーン KINETOKO の運営や料金徴収業務の他、自然情報の提供やルール・マナーの普及のため、館内展示やレクチャーを行う。

《実施結果》

今津秀邦監督の「知床の冒険」「THE LIMIT」のMEGA スクリーン KINETOKO での作品公開他、展示・レクチャーを行った。

◆知床サステイナブルフェスへの参画

《実施結果》

10月12日～13日にかけて自然と環境をテーマに自然センターを中心とした国立公園内で開催した。

◆国立公園クリーン事業（先端部地区海岸清掃）の実施【再掲】

環境省、住民ボランティアと協働で、年1回知床岬の啓吉湾～文吉湾で清掃活動を実施する。

《実施結果》

令和6年度は、ルシヤ地区において10月30日に33名の参加で漁具のうちブイ420kgを回収した。

◆登山口等への携帯トイレ回収ボックスの設置【再掲】

公園内の景観保全、登山者のし尿対策として、トイレの設置・維持管理を行う。

- ・羅臼岳登山口…バイオトイレ等2基、木下小屋前1基
- ・カムイワッカ湯の滝入り口…仮設トイレ3基
- ・知床峠…北海道が設置しているトイレの汲み取り料を羅臼町と折半で負担

《実施結果》

令和6年度も、それぞれの公園内・登山口トイレに対し、清掃・汲み取り等の維持管理を実施した。

【推進項目 2】 野生動物との軋轢軽減

◆知床五湖利用調整地区の運用への参画【再掲】

知床五湖は平成 23 年度に利用調整地区制度を導入し、自然景観や生物多様性の維持を推進することを目的として、地上遊歩道に立ち入る利用人数の制限等を行う。五湖の利用のあり方については、「知床五湖の利用のあり方協議会」で検討する。

《実施結果》

令和 6 年度は、4 月～11 月の期間で利用調整地区制度を運用した。利用のあり方協議会にて、報告・協議を行った。

◆知床ヒグマえさやり禁止対策の推進

人による餌付け、著しい接近、つきまとい等の行為がヒグマの人慣れを助長する要因となることから、2012 年より「知床ヒグマえさやり禁止キャンペーン」、2020 年から「知床ディスタンス！キャンペーン」を実施し普及啓発に努めている。

《実施結果》

エサやり禁止標示をコンビニや道の駅等に掲示した。

◆岩尾別川撮影者等対策の実施

平成 25 年度に岩尾別温泉道路沿いでヒグマが頻繁に出没し、カメラマンが極度に接近する事例が発生した。人身事故や交通渋滞による事故を防止するための自主ルールを設定し運用する。

《実施結果》

関係機関によるパトロールが適宜実施された。

◆幌別駐車帯の閉鎖、道道知床公園線旋回場の閉鎖

釣り人のヒグマ事故防止対策として、幌別の駐車帯を 7 月～11 月まで閉鎖。カメラマン対策として道道知床公園線旋回場を閉鎖する。

《実施結果》

開発局にヒグマ情報を提供し、幌別及びフンベ駐車帯の閉鎖が行われた。北海道により道道岩尾別除雪車旋回場の閉鎖が行われた。



【推進項目 3】 利用調整地区制度の運用

◆知床五湖利用調整地区の運用【再掲】

知床五湖は平成 23 年度に利用調整地区制度を導入し、自然景観や生物多様性の維持を推進することを目的として、地上遊歩道に立ち入る利用人数の制限等を行う。五湖の利用のあり方については、「知床五湖の利用のあり方協議会」で検討する。

《実施結果》

令和 6 年度は、4 月～11 月の期間で利用調整地区制度を運用した。利用のあり方協議会にて、報告・協議を行った。



【推進項目1】 世界自然遺産知床の魅力発信と共有

◆公害関連法令等に基づく対象施設への監督、監視、指導

公害発生を未然に防ぐため、公害関係法令や公害防止協定に基づき、北海道と連携し、対象施設への監督、監視、指導を行う。

《実施結果》

適宜対象施設があった際には、関係機関とともに対応を実施している。

◆苦情、通報への迅速な対応

日常生活の上での公害に対する苦情や通報に対応し、迅速な対応を行う。

《実施結果》

適宜対応を実施している。

◆公害防止協定締結の検討

公害を発生する恐れがある場合、事業者との間に公害防止協定を締結し、地域に公害を与えない対応を行う。

《実施結果》

締結事例はないが、各種会議等で河川状況や排水などの基準について共有を行っている。

【推進項目1】 河川、排水環境の保全

◆生態系に配慮した川づくりの推進

流域生態系に配慮するため、魚類の遡上阻害になっている段差の解消、モニタリング調査を実施する。

《実施結果》

各設置主体により河川工作物の改良が進められており、サケ科魚類のモニタリング調査も継続実施されている

◆河畔林の適切な保全

魚付き林の育成のための植樹等の実施に対して協力を行う。

《実施結果》

斜里第一漁協の植樹に協力をした。

◆魚付林の保護造成の推進

《実施結果》

道等が行う河川改修事業にあたって、適切な植栽と保全に努めるよう要請している

◆河川水質検査実施

斜里町内の自然環境の状態の推移を把握することを目的として、河川水質検査を行う。

《実施結果》

年2回（春・秋）6検体ずつ検査を実施した。（計12検体）

◆斜里川水系河川環境保全連絡会の活用

ホクレン中斜里製糖工場、斜里町農業協同組合、斜里第一漁協、ウトロ漁協と町で河川環境について協議し、情報を共有する事で河川環境保全、向上に資することを目的として設置している。

《実施結果》

5月30日に定例会議、9月3日に事務レベル会議、10月11日に研修会としてウナベツ川の魚道見学を実施した。

◆排水路の適切な管理

幹線排水路の維持管理を行う。

《実施結果》

地域組織による排水路の保全管理活動を支援した。

◆水の重要性の普及啓発

自然環境資源としての水の重要性を認識してもらい、環境に負荷のかかる可能性がある活動についての自制を促すための普及啓発活動を行う。

《実施結果》

小学校等の環境教室で実施している。

施策の方向3

海洋環境の保全

【推進項目1】 海洋環境の保全

◆国立公園クリーン事業（先端部地区海岸清掃）の実施【再掲】

環境省、住民ボランティアと協働で、年1回知床岬の啓吉湾～文吉湾で清掃活動を実施する。

《実施結果》

令和6年度は、ルシャ地区において10月30日に33名の参加で漁具のうちブイ420kgを回収した。

◆斜里町地域防災計画に基づく油濁対策の実施

本計画に基づき、事案発生時にすみやかな対応をとる。

《実施結果》

流出事案は無かった。

◆海岸管理者と連携した漂着物撤去事業の実施

海岸管理者（道）と連携し、漂着物の撤去を実施する。

《実施結果》

海獣類の漂着について連携して実施した。

◆自治会連合会による前浜清掃などボランティアの清掃活動支援

自治会連合会が主催する前浜清掃等の実施により、海岸の美化活動を行う。

《実施結果》

前浜清掃実施やごみ袋配布などを行っている。6/23に実施。136名参加。

施策の方向 4

水源の保全

【推進項目 1】 水道の安定供給対策

◆水源及び施設の適切な維持管理

上水道水源地や浄水施設等の適切な維持管理を行う。

《実施結果》

パトロールを実施し、適切な維持管理に努めた。

◆農村地域水源及び施設の維持管理支援

農村地域水源及び施設の維持管理に対し支援を行う。

《実施結果》

無水地域の飲雑用水の維持・整備を支援した。

施策の方向 5

生活排水設備の整備の推進

【推進項目 1】 生活排水設備の整備の推進

◆下水道施設の計画的な整備

《実施結果》

ストマネ計画に基づき更新事業を実施した。

◆下水道未接続者に対する接続要請の実施

下水道区域内で未接続の町民に対して接続要請を行う。

《実施結果》

未接続者に対する要請を継続している。

◆浄化槽計画区域内の浄化槽設置促進

下水道区域外に居住する町民が、水洗化を行うために浄化槽を設置する費用に対して、助成を行う。

《実施結果》

令和 6 年度は、4 件の助成を行った。

基本施策 4-2

快適な生活環境の保全

施策の方向 1

環境美化対策の推進

【推進項目 1】 環境美化活動の推進

◆自治会連合会による花いっぱい運動の実施

斜里町自治会連合会環境衛生部会が実施している。緑化推進運動の一環として行われており、町内の自治会単位・事業所による花壇作りを行う。

《実施結果》

6 月 14 日～6 月 16 日に自治連より各自治会へ苗を引渡し（花苗 37,330 本）。各自治会等にて花いっぱい運動を実施した。8 月に自治連により、花壇コンクールを実施した。

◆ゴミ護美大作戦の実施

ウトロ自治会主催。きれいで気持ち良い地域づくりのために、各班単位で区域を分けてゴミを拾う活動を行う。

《実施結果》

5月12日に実施した。

◆自治会連合会による前浜清掃活動の支援

自治会連合会主催により前浜清掃等が実施されるため、袋の配布や回収の支援を行う。

《実施結果》

6月23日に実施され136名の参加があった

◆町内一斉清掃日の実施(5月～10月の1日及び15日)

自治会連合会。5月～10月までの1日と15日を一斉清掃日と位置付け、広報周知して取り組む。

《実施結果》

各自治会の取組として実施されている。

◆春季環境整備週間、秋季環境整備週間の実施

自治会連合会主催。地域・家庭の環境整備を行う週間として設定し、各自治会役員による清掃視察を実施する。

《実施結果》

春季を5月19日～5月25日、秋季を10月5日～10月11日として、各自治会で実施した。

◆自治会やボランティアによる清掃活動の支援(公共用ごみ袋の配布、ごみの回収など)

地域での一斉清掃や環境美化運動において、公共用地の美化を行う活動に際して、公共用ごみ袋を配布し、拠点回収等を実施する。

《実施結果》

ボランティアとして、地域のごみ拾いや公営住宅での共同作業等での美化活動に対してごみ袋の配布と回収を実施した。

◆海岸線道路のガードレール除雪実施

地元有志のボランティアが、車からの景観(流水等)を改善するため、ガードレールの除雪を行う。

《実施結果》

2月1日に実施された。

【推進項目2】 ポイ捨て禁止対策

◆環境美化推進協力員と連携した監視、啓発活動

ポイ捨て禁止条例に基づく環境美化推進協力員を置き、環境美化の推進に関し必要な啓発・監視・指導などの活動について協力を求める。

《実施結果》

各自治会より代表者の推薦を受け、推進員として活動を行った。

◆苦情、通報への迅速な対応

ポイ捨ての町民からの苦情・通報に迅速に対応し、斜里町の環境美化を推進する。

《実施結果》

ポイ捨て事案の通報に対して、都度回収等の対応を行った。

◆ポイ捨て禁止看板の製作等

ポイ捨て禁止の啓発のため、看板を製作し設置する。

《実施結果》

ポイ捨て禁止看板を町内に設置した。

◆不法投棄対策監視カメラの運用

《実施結果》

特にポイ捨てが多いエリアに監視カメラを設置し、カメラ設置による抑止を図った。

◆ポイ捨て・不法投棄対策事業の実施

《実施結果》

未然防止のための啓発活動や看板設置を実施し、実際に起きた場合は適宜警察とも連携し対応を行った。

施策の方向 2

緑化の推進

【推進項目 1】

公園の管理運営

◆除草業務の実施

公園内の維持管理として、除草業務を委託して実施する。。

《実施結果》

例年どおり委託により実施した。

【推進項目 2】

緑化事業

◆斜里町森林整備計画に基づく計画的な森林整備【再掲】

健全で豊かな森林を持続するため、法令に基づき森林整備計画を作成し、地域の実情に即した適切な森林づくりを推進する。

《実施結果》

町有林の下刈 6.36ha、間伐 13.40ha、植栽 10.70ha を実施した。

◆公共施設の緑化への配慮

公共施設の整備や環境美化として、緑化に配慮した取り組みを行う。

《実施結果》

各施設が適切に維持管理を行っている。

◆植樹祭、森の集いの開催【再掲】

斜里町植樹祭については、普遍的価値を有する斜里町の森林を将来に引き継ぐため、植樹祭を通じ緑化思想の普及を図ることを目的に開催する。

原生の森復元のため、運動参加者とともに森の集いを開催し、100 平方メートル運動地に植樹を行う。

《実施結果》

町民植樹祭を5月18日に開催し、78名にて苗木300本を植樹した。しれとこ100平方メートル運動において原生の森づくりを継続して行っており、しれとこ森の集いには132名が参加した。

施策の方向3

身近な緑や水辺とのふれあいの場づくり

【推進項目1】

身近な自然環境の保全

◆環境緑地保護地区、記念保護樹木の適切な保安全管理

環境緑地保護地区2箇所、記念保護樹木4箇所の維持管理を行う。

《実施結果》

現状点検、施肥を実施した。

【推進項目2】

自然とのふれあいの場の提供

◆みどり工房しゃりの適切な維持管理

みどり工房内の多目的広場を活用し、産業まつりやその他イベントを実施することで、周辺の緑とふれあう場所づくりを行う。

《実施結果》

都市住民との交流やキャンプサイトとして管理運営を行っている。

【推進項目3】

博物館野外観察園整備

◆周辺樹木の清掃、草刈り等の整備

博物館裏の野外観察園について、過密化した樹木を整備し、ヒグマの進入を抑制し、町民に親しまれ、利用される観察園に整備する。

《実施結果》

野外観察園の清掃や草刈り作業を随時実施した。

【推進項目4】

知床自然センター周辺整備

◆遊歩道の解説表示、道標等の維持管理

公園利用者の知床自然センターへの効率的かつ適正な誘導を行うため、誘導看板等を設置する。

《実施結果》

無雪期にシカ柵コースと開拓小屋コースの説明看板、積雪期には道標を整備している。

◆100㎡運動地公開トレイル運用

100平方メートル運動地の公開と普及を目的に、知床自然センター隣接作業地に運動地公開コース「しれとこ森づくりの道ホロボツ散策コース」を開設している。

《実施結果》

シカ柵コース、開拓小屋コースともに運用を継続している。

【推進項目 1】 文化財登録調査

◆既存指定文化財の調査・保護管理

《実施結果》

史跡チャシコツ岬上遺跡の保存活用に向けて、遺跡調査活用検討委員会を再開し、整備基本計画の策定準備をはじめた。

◆大規模竪穴式住居跡群の調査実施

《実施結果》

大規模竪穴式住居跡群の調査を継続して実施した。

◆社日碑・馬頭観音の調査実施

《実施結果》

社日碑・社日祭、馬頭観音の調査を随時実施している。

イリオモテヤマネコのはく製



【推進項目 2】 歴史的建築物等の保存

◆旧役場庁舎など歴史的な建築物の保存、活用の検討

歴史的建造物として保存の検討がされている旧役場庁舎および川端家について、将来にわたって保存するか評価を行うために、現状の維持補修と専門家による価値評価のためのアドバイスを得つつ、並行して活用の検討につなげる。

《実施結果》

アートイベント等の試行的取組の傍ら、保存活用の検討に向けた情報収集を行った。

【推進項目1】 教育における地域人材の活用

◆知床の地域資源を活かした「ふるさと学」実施

世界遺産知床の地域資源を活かした「ふるさと学」を実施する。

《実施結果》

総合的な学習の時間等で知床や世界遺産・斜里町の環境についての学習を実施した。

◆社会科副読本等の活用

社会科副読本として、教職員等で編成した「しゅり」を活用して、ふるさとや環境学習を実施する。

《実施結果》

小学3・4年生に、社会科副読本「しゅり」を活用した環境学習を行っている。副読本は、令和元年度に全面改訂、令和6年度に部分改訂し、「世界自然遺産」や「しれとこ100平方メートル運動」の取組みを詳しく紹介した内容としている。

◆学校教育の中での環境教育活動に関する博物館等関係機関による支援

博物館が学校の環境教育活動を支援し、学校と連携した教育を実施する。

《実施結果》

総合学習などの授業を講師として担当し、身近な自然に親しむ機会を提供している。

◆世界遺産体験学習の実施（斜里中・知床ウトロ学校）

博物館が学校の世界遺産体験学習を支援し、学校と連携した教育を実施する。

《実施結果》

斜里中学校は5月30日と10月11日、ウトロ学校は7月12日に世界遺産学習を実施し、世界自然遺産知床の魅力を肌で感じて貰った。

【推進項目2】 環境に配慮した施設整備・活用

◆斜里高校「知床学・理科応用・その他授業」への講師派遣等

職員による斜里高校授業への講師を派遣する。

《実施結果》

斜里高校のカリキュラム編成に助言し、知床学に20時限、理科応用に22時限、その他19時限、博物館職員が授業を担当し大幅に拡充した。

◆出前講座を活用した斜里高校での講義実施

職員による斜里高校授業への講師を派遣する。

《実施結果》

出前講座での実施は無かったが、高校コーディネーターが仲介した外部講師による環境分野の授業を実施した。

◆羅臼町ユネスコスクールとの交流

斜里町、羅臼町のユネスコスクール加盟校の交流・連携を実践する。

《実施結果》

羅臼小学校と日程が合わず、未実施となったが、斜里町学芸員を派遣して学習を行った。

◆町内の既存ユネスコスクール及び新規登録意向学校への支援

町内のユネスコスクールへ環境学習支援を行う。

《実施結果》

行事・研修等の情報提供を行った。

施策の方向 2

地域、社会など幅広い場における環境学習の推進

【推進項目 1】 地域における環境学習の推進

◆知床自然愛護少年団活動費助成

《実施結果》

令和 6 年度は、225 千円の助成を行った。

◆博物館キッズ育成事業の実施

地域の自然や歴史に実際にふれる機会を増やし、子どもたちに机上ではない知識を体験して学んでもらうことを目的として 1 年を通じて実施する。

《実施結果》

博物館キッズを年間通じて 9 回実施している。

◆100 ㎡運動交流事業の実施

運動を伝え、次世代に引き継いでいくことを目的とし、運動参加者と斜里町民を対象とした以下の 3 つの交流事業を展開している。

- ・知床自然教室…小学校 5 年生から高校 3 年生を対象に、7 泊 8 日の野外生活をしながら知床の自然について学ぶ。
- ・しれとこ森の集い…毎年 10 月中旬、原生の森回復を目指し運動地に苗木の植樹を行っている。近年は、知床サステナブルフェスと併せての開催としている。
- ・森づくりワークキャンプ…5 泊 6 日の日程で寝食を共にしながら、合宿形式で森づくり作業に打ち込む。

《実施結果》

令和 6 年度の結果は、以下の通り。

- ・知床自然教室 33 名参加
- ・斜里っ子自然教室 令和 6 年度実施なし
- ・しれとこ森のつどい 132 名参加
- ・ワークキャンプ秋 8 名参加

◆植樹祭、前浜清掃の実施【再掲】

斜里町植樹祭は、普遍的価値を有する斜里町の森林を将来に引き継ぐため、植樹祭を通じ緑化思想の普及を図ることを目的に取り組む。自治会連合会が主催する前浜清掃等を実施し、海岸の美化活動を行う。

《実施結果》

- ・植樹祭：78 名参加 300 本植樹
- ・前浜清掃：136 名参加

【推進項目 2】 環境学習の場の提供

◆知床博物館(本館・交流記念館・野外観察園)の管理運営

知床博物館は、当町の厳しい自然と、そこに育まれた人間の歴史を学び、明るい未来を創造する教育施設として設置されている。

《実施結果》

博物館施設を適切に管理し、学習の場として提供した。

◆知床自然センター、100㎡運動ハウス、知床自然教育研修所の管理運営

町の知床関連管理施設の管理運営を指定管理により行う。

《実施結果》

知床財団に指定管理委託を行っている。

◆図書館資料の企画展示による普及啓発

児童・生徒や町民の見学を積極的に受け入れ、斜里町が行う資源再生・リサイクルによる循環型社会推進の環境教育の場として活用する。

《実施結果》

町内学校等の視察を受入れた。

◆みらいあーる、リサイクルセンターでの視察等受入れ

児童・生徒や町民の見学を積極的に受け入れ、斜里町が行う資源再生・リサイクルによる循環型社会推進の環境教育の場として活用する。

《実施結果》

町内学校等の視察を受入れた。

◆100㎡運動地の公開、交流事業の実施

100 平方メートル運動地の公開と普及を目的に、知床自然センター隣接作業地に運動地公開コース「しれとこ森づくりの道ホロボツ散策コース」を開設している。

《実施結果》

《実施結果》

令和 6 年度の結果は、以下の通り。

- ・知床自然教室 33 名参加
- ・斜里っ子自然教室 令和 6 年度実施なし
- ・しれとこ森のつどい 132 名参加
- ・ワークキャンプ秋 8 名参加

◆デコ活の周知

二酸化炭素排出抑制対策など国民運動「デコ活」の普及啓発を通じ行う。

《実施結果》

イベント等で周知を行った。

施策の方向 3

効果的な情報提供

【推進項目 1】 情報提供の充実と環境報告書の作成

◆環境報告書の作成、公表

斜里町の環境に関する事業の実施状況がわかるように環境基本条例に基づき、環境報告書を作成し、公表する。

《実施結果》

斜里町環境報告書 2023 を作成し、12 月公表した。

◆しれとこの森通信の発行、発送

運動地の森づくりの様子を伝える広報紙「しれとこの森通信」を毎年 6 月に発行し、運動参加者及び町民に配布している。

《実施結果》

運動参加者向け 17,502 部、町民向け広報折込約 5,000 部発行した。

◆博物館研究報告の出版

知床における研究成果等を町民へ還元するため、研究報告の出版物を行う。

《実施結果》

知床における研究成果等をまとめた博物館研究報告第 47 集及び特別展図録「大標本展 - 標本たちの物語をたどる」を発行した。

【推進項目 2】 環境に関する展示の推進

◆博物館の常設展示の維持、企画展・特別展の実施

博物館内の常設展示・企画展示を充実させ、おじろ通信等による普及啓発を図る。

《実施結果》

常設展示の一部更新・修繕を行った。また、特別展「大標本展」、4 回の企画展のほか、毎月の収蔵資料展示を実施した。

施策の方向 4

人材の育成と活用

【推進項目 1】 環境教育の担い手育成

◆教職員の環境教育にかかる研修機会の提供

教職員へ環境教育を行い、児童生徒への指導や環境学習への意欲を高めることを目的として、研修機会を提供する。

《実施結果》

学校教育において、小学生を対象にした環境教育を行っており、検討段階から教職員にも同席していただき、一緒に組み立てを行っている。

◆博物館講座、観察会、カフェ等による環境教育活動

知床博物館が実施する博物館講座、野外観察会、博物館カフェ等において、環境教育活動に関わる自然などについて講義を行う。

《実施結果》

一般向け、子供向け等、幅広い世代に向けて、様々な形式で博物館講座を年間通じて実施した。

◆博物館、知床財団による実習生、インターンの受け入れ

斜里町での取り組みや知床の自然を体感・学習してもらい、将来の人材を育成することを目的として、実習生・インターンを受け入れる。

《実施結果》

博物館では、学芸員実習のほか学生実習生やインターンを受入れた。知床財団では、インターン4名を受け入れた。

【推進項目2】 環境施策の担い手の確保育成

◆猟友会運営、ハンター保険料、技術向上事業に対する補助金交付

猟友会に対し、運営費として37千円、ハンター保険加入事業に対し90千円、新人育成事業に対し180千円を助成する。

《実施結果》

令和6年度においても、同額を助成した。

◆新規狩猟者確保対策補助事業の継続、補助金交付

新たに狩猟（第1種銃猟）免許及び銃所持許可を取得した者が猟友会に加入し、一定の条件を満たす場合、上限90千円とし猟友会を通じて補助する。

《実施結果》

免許取得者5名。

◆知床財団への各種業務委託、理事会への参画

専門性の高いヒグマ管理対策業務・知床五湖水道施設管理業務・自然環境保護管理業務・100㎡運動森林再生業務・岩尾別川再生業務について、知床財団に業務委託する。

《実施結果》

ヒグマ対策管理事業、自然環境保護管理等の8事業を知床財団に委託発注し、理事会に出席した。

◆知床五湖登録引率者養成研修等の実施

「知床五湖のあり方協議会」の傘下にある「知床五湖登録引率者審査部会」で登録引率者の養成、審査を実施する。

《実施結果》

町が構成団体に加わっている知床五湖登録引率者部会において、各種研修を行った。

◆GAP認証取得に向けたノウハウ確立

地球環境に配慮した、持続可能な農業を行っていることを証明するGAP認証の取得に向けたノウハウの確立を目指す。

《実施結果》

令和6年度は取組ができなかった。

1-2-3 施策成果指標実施状況

各施策の中で、数値項目で確認ができる項目について、第6次斜里町総合計画と関係する項目を含め指標として、随時年次での実施状況を確認する。

基本目標	指標内容	基準値	R6実績	目標値(R14)	備考
実 社会の 現 炭素	公共施設への再生可能エネルギー導入施設稼働数	4件	4件	8件以上	
	普及啓発・環境教育事業の実施回数	1回	3回	8回	
み 化とごみの 取 効率的な減量・資源 集 進	ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度順位	—	—	1位	
	町民一人当たり（家庭系）年間ごみ排出量	237kg	228kg	211kg	
	ごみ（家庭系+事業系）の年間排出量	3,877t	3,722t	3,340t	
	年間不法投棄件数	5件	2件	2件以下	
人 と自然が共生する豊かな環境の保全・創造	知床五湖のヒグマ活動期におけるツアー催行件数 （ツアー枠3,526件のうち）	1,568件	1,849件	1,650件	
	しれとこ森の集い参加者数	104人	132人	160人	
	猟友会斜里分会新規加入者数（人口8,000人あたり）	3人	4人	6人	
	農地における電気柵導入距離	89,852m	122,602m	108,000m	
	一般観光客や住民のヒグマ人身事故件数	0件	0件	0件	
	100m運動の森トラスト新規参加者	268人	237人	350人	
	知床自然センター入館者数（年間）	216,897人	20,593人	260,000人	
	KINETOKO入館者数（年間）	17,140人	20,593人	22,300人	
ホロボツ園地滞在時間	約30分(R3)	—	約50分		
恵まれた生活環境の保全・深化	定点測定箇所数（年間）	1箇所	1箇所	1箇所以上	
	水道有収率の向上	75.5%	75.97%	80.0%	
	浄化槽設置基数（累計）	438基	458基	450基	
	下水道水洗化率	94.6%	94.5%	96.0%	
	汚水処理施設の更新率	7.0%	8.0%	27.0%	
	公園遊具の更新率	0%	14.0%	27.0%	
	文化財の指定数	26件	26件	増加又は上位指定	
日常生活Ⅱ環境配慮型生活の実現	学校連携事業数（年間）	24事業	45事業	28事業	
	知床博物館入館者数（年間）	11,317人	11,451人	12,000人	
	知床自然センター入館者数（年間）	167,211人	278,470人	180,000人	
	KINETOKO入館者数（年間）	17,140人	20,593人	22,300人	
	しれとこ森の集い参加者数	104人	132人	160人	
	学芸員等実習受入数（年間）	3人	1人	3人以上	
	町内狩猟者登録数	44人	51人	50人	
	知床五湖登録引率者数	25人	33人	40人	

第2章 地球温暖化防止実行計画

2-1 地球温暖化防止実行計画の概要

2-1-1 計画の目的

地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定する。

【地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋】

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

2-1-2 事務事業編の位置づけ

斜里町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、策定する。

2-1-3 計画の対象範囲

本計画は、斜里町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする(表2-1-3)。なお、指定管理者制度等により委託を実施している事務事業は原則として対象ですが、業務委託事業は対象外とする。ただし、業務委託のうち道路除排雪業務委託及び下水処理場維持管理業務委託については対象とする。

表2-1-3 対象組織及び施設一覧

部	課	施設
総務部	企画総務課	総合庁舎、しれとこラボ(旧法務局)
	財政課	旧農業開発事務所
	ウトロ支所	ウトロ漁村センター、ロードヒーティング、オロンコ岩トンネル・トイレ・駐車場、公衆トイレ、寿の家、一般賃貸住宅
	環境課	知床自然センター、知床自然教育研修所、オホーツク斎場、霊園・墓地、エコクリーンセンター、リサイクルセンター、以久科清掃センター
民生部	住民生活課	防犯街路灯
	保健福祉課	総合保健福祉センター、高齢者生活福祉センター、町民憩いの家、老人福祉センター
	こども支援課	常設保育園、へき地保育所、児童館
	子ども通園センター	子ども通園センター
産業部	農務課	排水機場、みどり工房多目的広場、農業振興センター
	水産林務課	漁港街灯
	商工観光課	オシンコシントイレ、来運公園トイレ、自然休養村管理センター、ウトロ温泉夕陽台の湯、知床斜里観光案内センター、産業会館、道の駅しゃり、道の駅うとろ・シリエトク

	建設課	公園・緑地、道路維持車両、除雪センター、道路管理施設
	水道課	来運浄水場、ウトロ浄水場、ウトロ香川ポンプ、ウトロ香川配水池、下水処理場
教育 委員会	生涯学習課	(旧)小学校、町立学校、母と子の家、給食センター
	公民館	ゆめホール知床、公民館分館、アトリエぴらが、海洋センター、武道館、体育施設
	博物館	知床博物館、埋蔵文化財センター
	図書館	図書館
国保病院	国保病院	国保病院
その他	公用車	すべての公用車(ダンプなど作業用車両を除く)

2-1-4 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた6種類のガス(①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロ・フルオロ・カーボン類、⑤パー・フルオロ・カーボン類、⑥六フッ化硫黄)のうち、二酸化炭素(CO2)を対象とする。

2-1-5 計画期間

基準年度を平成25年(2013年)度とし、計画期間を令和5年度(2023年4月)～令和12年度(2031年3月)までの7年間とする。目標年度については、令和12年(2030年)度とする。なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-1-6 計画の進行状況

令和6年度の概要と基準値について報告する。

2-1-7 基準年度の二酸化炭素の排出量

斜里町の事務・事業における基準年度（平成25年度）の二酸化炭素総排出量は、8,675,660kg-CO₂である（表2-1-7のとおり）。

二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の58%を占め、次いでA重油の使用が23%、灯油の使用が11%で全体の92%を占めている。

表 2-1-7 基準年度（平成25年度）の二酸化炭素排出量

燃料種類	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 全体構成比 (%)
ガソリン	76,467	0.9%
灯油	950,237	11.4%
軽油	421,024	5.1%
A重油	1,955,696	23.5%
LPG	18,518	0.2%
電気	4,890,326	58.8%
RDF	363,393	4.2%
合計	8,675,660	100.0%

2-1-8 部別課別の温室効果ガス排出量

令和6年度の二酸化炭素排出量を部別に見ると、教育委員会が全体の30%を占め、次いで総務部が29%、産業部が15%を占めている。課別に見ると、環境課が全体の26%を占め、次いで学校教育課が19%、国保病院が12%で全体の57%を占めている。

課別で二酸化炭素排出量の最も多い環境課のうち、廃棄物処理等による排出量が多くを占めている。(表2-1-8のとおり)

令和6年度は、基準年である平成25年度と比較して排出量は引き続き減少しております。公用車の低燃費車導入や公共施設照明のLED化などの取り組みの成果が表れてきており、エネルギー種別のほぼすべてで削減できていることは、日々の取り組みの成果として評価できます。しかし直近数年間で評価すると排出量は横ばいになってきていること、公共施設の冷房設置が進んでいることから、さらなる取り組みの推進が求められています。これまで取り組んできております削減行動や新たな取組の検討などを引き続き行い、2030年度-46%、2050年度カーボンニュートラル実現に向け、様々な取組を進めていきます。

表2-1-8 令和6年度の部別課別の二酸化炭素排出量

令和6年度 部課別の二酸化炭素排出量

部	課	二酸化炭素排出量							計	全体構成比
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気	RDF		
総務部	総務課	116	2,173		97,547	333	61,440		161,609	2.38%
	財政課						9,244		9,244	0.14%
	ウトロ支所		21,973			43	30,078		52,094	0.77%
	環境課	191	217,826		414,573	51	980,761	162,033	1,775,435	26.15%
	総務部計	307	241,972	0	512,120	427	1,081,523	162,033	1,998,382	29.43%
民生部	住民生活課						36,342		36,342	0.54%
	地域福祉課		147,861		29,806	194	81,025		258,886	3.81%
	児童育成課		72,476			3,277	44,974		120,727	1.78%
	子ども通園センター		5,128			63	3,859		9,050	0.13%
	民生部	0	225,465	0	29,806	3,534	166,200	0	425,005	6.26%
産業部	農務課	1,191	69,947	893	29,535	1,048	84,984		187,598	2.76%
	水産林務課						9,741		9,741	0.14%
	商工観光課		41,737		21,414		180,907		244,058	3.59%
	建設課	513	8,917	1,817			29,693		40,940	0.60%
	水道課	965	24,963	3,560		433	548,695		578,616	8.52%
	産業部計	2,669	145,564	6,270	50,949	1,481	854,020	0	1,060,953	15.62%
	教育委員会	1,231	246,669	2,044	444,380	1,507	566,353		1,262,184	18.59%
教育委員会	公民館	2,327	155,061	12,077	222,190	4,191	225,812		621,658	9.15%
	博物館	1,237	26,095			48	85,653		113,033	1.66%
	図書館		29,998				41,834		71,832	1.06%
	教育委員会計	4,795	457,823	14,121	666,570	5,746	919,652	0	2,068,707	30.46%
国保病院		23,501		384,767	8,562	421,370		838,200	12.34%	
公用車		47,895		351,299				399,194	5.88%	
合計		55,666	1,094,325	371,690	1,644,212	19,750	3,442,765	162,033	6,790,441	100.00%

基準年度排出量・削減目標

区分	基準年度排出量 平成25年度	目標年度排出量 令和12年度	令和6年度排出量
二酸化炭素(CO ₂)	8,675,660kg-CO ₂	4,337,830kg-CO ₂	6,790,441kg-CO ₂

2-1-9 削減目標

平成25年度を基準年として、計画期間の目標年度である令和4年度の二酸化炭素排出量を、50%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素(CO ₂)	8,675,660 kg-CO ₂	50%	4,337,830 kg-CO ₂

2-2-1 区域施策編の位置づけ

当町は、2022年3月18日にゼロカーボンシティを目指すことを宣言しており、世界自然遺産地域をはじめとする豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいくためにも、生活環境及び自然環境の保全を図るとともに、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指して脱炭素社会の構築に向けた取組を推進しています

本計画は2050年ゼロカーボンシティを実現すべく、町民・事業者・斜里町が協同して地球温暖化望対策に関する施策を推進していくことを目的として策定するものです。

2-2-2 対象部門・分野

本計画の対象とする部門・分野については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和4年3月）」において、「その他の（指定都市・中核市以外の市町村）が「特に把握が望まれる」としている部門・分野より、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門とします。

また、本町における温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月）」に基づき推計します。

表2-2-2 対象組織及び施設一覧

ガス種	部門・分野		対象	推計手法
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	●	事業所排出量積上法
		建設業・鉱業	●	都道府県別按分法
		農林水産業	●	都道府県別按分法
		業務その他部門	●	都道府県別按分法
		家庭部門	●	都道府県別エネルギー種別 按分法（実績値活用）
	運輸部門	自動車（旅客）	●	全国按分法
		自動車（貨物）	対象外	全国按分法
		鉄道	対象外	—
		船舶	対象外	—
		航空		—
	エネルギー転換部門	対象外	—	

2-2-3 対象ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温室効果の影響の大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素*（CO₂）とします。

※石炭や石油などの化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを、産業や家庭が利用・消費することによって生じる二酸化炭素のこと

2-2-4 計画期間

2013年（平成25年）度を基準年度とし、2030年（令和12年）度を目標年度とします。本計画の対象期間は、2025年（令和7年）度から2030年（令和12年）度までの6年と定め、必要に応じて見直しを行うこととします。

2-2-5 温室効果ガスの排出量と削減目標

国の「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」においては我が国の温室効果ガス削減目標について「我が国の中期目標として、2030年（令和12年）度において、温室効果ガスを2013年（平成25年）度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」としています。

これを踏まえ、本計画に定める総量削減目標は、基準年度を2013年（平成25年）度として、目標年度である2030年（令和12年）度までに46%以上削減することを全体の目標とします。

なお、目標年度において、今後新たな温室効果ガス排出量削減の施策を考慮せずに、電力の排出係数改善を反映した場合の排出量「BAU（現状趨勢）」は、219,408t-CO₂/年となり、基準年度に対して、23.4%削減となります。また、2013年（平成25年）度比46%削減相当の排出量は154,702t-CO₂/年となるため、目標達成のためには、64,706t-CO₂/年を追加取組により削減することが必要であり、これは極めて大きな削減目標量となります。

表 2-2-5 斜里町における二酸化炭素排出量（t-CO₂/年）

	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)		
		BAU（現状趨勢）	目標値	
産業部門	181,613	157,164		
製造業	157,496	139,948		
建設業・鉱業	2,072	1,132		
農林水産業	22,045	16,084		
業務その他部門	28,718	9,539		
家庭部門	45,002	24,277		
運輸部門	31,152	28,428		
旅客自動車	14,437	12,695		
貨物自動車	15,760	15,469		
鉄道	954	265		
船舶	0	0		
廃棄物分野	0	0		
合計	286,485	219,408		154,702

2-2-6 2030年の目標に向けた施策

脱炭素社会の実現に向けて、町民、事業者、町が協力して、まちの地域資源のポテンシャルを十分に活用して温室効果ガスの排出削減のための取組を推進することが期待されます。そうした取組の推進を図るために、まちづくりの推進と併せて再生可能エネルギーの公共施設などへの率先した導入・活用とともに、徹底した省エネルギー・省資源、地産地消の拡大に取り組みます（表 2-2-7 のとおり）。

なお、これらの施策については、環境・社会・経済それぞれの視点から評価指標を検討し、その進捗管理を行います。特に環境指標については、本町の特性踏まえて自然との共生を評価しうる指標を整理します。

表 2-2-6 2030 年に向けた町の施策例

施策	内容
ゼロカーボンパークの実現に向けた検討・取組の推進	しれとこ 100 平方メートル運動・トラスト活動の推進
	公園内施設への再エネ導入
	移動の脱炭素化の取組（e-bike や EV 等）
	気づきの機会提供・普及啓発
脱炭素・教育の推進	子ども向け環境教育の実施
	体験機会の提供
	事業者向け省エネルギー講座の実施・省エネルギー化の促進
公共施設における再エネ・省エネ設備の率先導入	再生可能エネルギー導入拡大
	建物の高断熱化の推進
	LED 化等の省エネ推進
斜里版地域マイクログリッドの検討	公共施設間の電力融通、防災レジリエンスの強化
地域エネルギー活用のための仕組みづくりの検討	卒 FIT 電力など地産エネルギー地消のための検討
脱炭素を軸とした近隣市町村との連携強化	地域間連携による再生可能エネルギー導入拡大の検討
	ゼロカーボンドライブの普及検討

2-2-7 進捗管理・評価

計画の中間年である 2026 年（令和 8 年）度と、最終年である 2030 年（令和 12 年）度において、区域全体の温室効果ガス排出量について把握するとともに、計画全体の目標に対する達成状況を評価し、その結果を町のホームページや広報紙などを通じて公表します。

また、計画の中間年である 2026 年（令和 8 年）度における進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

資料編

1. 知床を守り育てるまち宣言

知床を守り育てるまち宣言

悠久の彼方から自然は、人類を慈しみ育くんできた。

しかし、地球は今、人類の諸活動に伴う自然破壊にあえぎ苦しんでいる。かけがえのない、水の惑星「地球」を守るため、世界の人々は努力をはじめている。

知床は、日本の北の小さな自然。しかし、世界に連なる貴重な原生自然の地。緑の山河、青い海、白い流氷は、群れ来る鮭たち、天空に舞うオジロワシ、威厳に満ちたヒグマなど、豊かな自然の命を支えてきた。

知床は、開拓に挑む斜里の人々を厳しくも暖かく見守ってきた。私たちは、先人から受けついだ豊かな自然に畏敬の念をもち、自然とともに生きる道を選んだ。

今、知床は世界の自然遺産としての価値が試されている。この人類共有の財産「知床」を、自信と誇りをもって、斜里町民総意のもと、知床憲章の精神に則り、未来永劫、大切に守り育てることを宣言する。

平成 16 年 10 月 26 日

斜 里 町・斜里町議会

2. 斜里町環境基本条例

斜里町環境基本条例

平成 14 年 12 月 30 日

条例第 36 号

前文

斜里町は、知床半島に広がる原生の自然環境に育まれながら、斜里・海別岳山麓の大地とオホーツク海の豊かな恵みを楽しみつつ、先人たちのまちづくりの知恵と努力によって培われてきた。

さらに、私たちは「みどりと人間の調和を求めて」の理念を基に、自然環境を保全し、未来へと継承していくために、わが国のナショナル・トラストの先駆として「しれとこ 100 平方メートル運動」などを推進している。

しかしながら、私たちの日常生活や事業活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄物の社会経済構造の中で利便性や豊かさを追求し続けてきたことにより、今日では、廃棄物の増大や水質汚濁、ダイオキシンの蓄積など様々な環境問題を引き起こし、加えて、地球の温暖化や森林消失など地球規模の環境問題にまで拡大し、私たちの生活を脅かしている。

私たちは健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、町民が誇りとする世界的環境資産を損なうことなく、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。これからは、生態系の均衡に配慮した環境の保全及び創造に取り組むとともに、社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境学習をとおして、環境に配慮した行動や考え方を身につけ、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

このような認識のもとに、町民一人ひとりが、自然と共生し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた住み良い郷土を守り、創るため、ここに斜里町環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、自然環境に恵まれた本町の良い環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について基本理念を定め、並びに、町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状

態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、良好で快適な環境を享受するすべての町民の権利の実現を図るとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、協働して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの活動と環境への係りを認識し、環境への配慮を行うことにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの問題として捉え、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた総合的な施策を計画的に推進する責務を有する。

- 2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定するとともに、事務事業を実施するに当たっては、環境の保全について配慮し、自らが環境管理に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減するよう努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たって、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築、樹木の伐採及び水面の埋め立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業者は、環境の保全に積極的に努めるとともに、地域社会と協働して、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第 6 条 町民は、基本理念のっとり、自ら環境への関心を高めるとともに、その日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 町民は、快適な環境の維持に積極的に努めるとともに、町が行う環境の保全に関する

る施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第 7 条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が行う環境保全の施策、事業者並びに町民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(年次報告)

第 8 条 町長は、毎年、町民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第 9 条 町は、基本理念にのっとり、次の基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康の保護及び生活環境の保全が推進されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
 - (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存を図るとともに、森林、農地、水辺、海洋等における多様な自然環境を保全すること。
 - (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等心の豊かさを感じることができる社会を実現するため、良好な環境の保全を図ることにより、歴史的文化的環境資源を保存し活用するとともに、身近な緑や水辺との触れ合いづくりを推進すること。
 - (4) 環境に配慮した生活様式を目指し、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発促進を図ること。
 - (5) 地球環境保全に資する施策を推進すること。
- 2 町は、施策の基本理念に基づき、すべての施策を策定及び実施するに当たっては、環境への配慮を優先して行うものとする。

(環境基本計画)

第 10 条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画の策定に当たっては、事業者及び町民の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ斜里町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策等

(環境影響評価等の措置)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行い、又は行おうとする者が、あらかじめその事業による環境の影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第12条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置
 - (2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境を保全するために必要な規制の措置
 - (3) 保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物を適正に保護するために必要な規制の措置
 - (4) 人の健康又は生活に係る環境を保全するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第13条 町長は、事業者の活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境の負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第14条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を促すため、必要かつ適正な助成又はその他の措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者、町民及び滞在者に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第15条 町は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 町は、公園、緑地その他の公共施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、人と自然との共生をめざした環境を確保するため、緑化の推進、森林の保全整備、身近な自然環境を生かした景観の保全と創造、歴史的文化的環境資源の保存と活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量及び資源リサイクルの推進)

第 16 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の建設及び維持管理等を行うときは、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者や町民による廃棄物の減量化、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、環境への負荷の低減に資する事業者活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(緑の確保と快適な生活環境の保全)

第 17 条 町は、潤いや安らぎのある環境の保全及び創造を図るため、緑化及び環境美化の推進、自然と調和した景観の確保等に必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、農地における環境の保全及び創造を図るため、農地の荒廃防止及び有効利用を促進し、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第 18 条 町は、湖沼、河川及び海域等における良好な水環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、河川の整備及び河畔林の保全等により、農地、丘陵地及び山岳地域との調和のとれた水環境の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、飲用等における安全な水の循環と確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(身近な緑や水環境との触れ合いづくり)

第 19 条 町は、良好な自然環境のもとで、人と自然が共生しながら身近な緑や水辺との触れ合いづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の保護管理)

第 20 条 町は、人と自然が共生できる基盤整備を形成するとともに野生生物の多様性を損なうことなく保護管理するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第 21 条 町は、事業者、町民及び滞在者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

2 町は、特に児童生徒の環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的活動の促進)

第 22 条 町は、事業者、町民及び滞在者又はこれらの者が組織する団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、

必要な支援を行うものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第 23 条 町は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境への負荷の低減となるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の参加機会の確保)

第 24 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者及び町民の参加の機会の確保に努めるものとする。

2 前項の場合において、町は、児童生徒の参加の機会の確保についても配慮するものとする。

(町民等の意見の反映)

第 25 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者、町民及び滞在者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 26 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の収集並びに事業者、町民及び滞在者への適切な情報の提供に努めるものとする。

(調査及び研究の推進)

第 27 条 町は、国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と協力して、環境の保全及び創造に関する調査並びに研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 28 条 町は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の公共団体との協力)

第 29 条 町は、環境の保全及び創造に関する広域的に必要な施策について、国及び他の公共団体と協力して推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 30 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町の機関相互の連携及び施策の調整を図るものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び民間団体等と協力して連携体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 31 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全等の推進)

第 32 条 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する町民、事業者及び民間団体等の取り組みを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、地球環境の保全に資するために国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と連携して推進に努めるものとする。

(環境監査)

第 33 条 町は、自らの事業及び活動における環境への配慮の状況を点検するため、自ら環境監査を行うものとする。

2 町は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 斜里町環境審議会

(環境審議会)

第 34 条 環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、斜里町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) その他の環境に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、町長に建議することができる。

(組織等)

第 35 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する 20 人以内をもって組織する。ただし、環境に関する十分な論議がなされるよう配慮した選考を行うものとする。

- (1) 町内に在住する人(公募を含む。)
- (2) 専門的知識を有する人
- (3) 事業者
- (4) 環境の保全等に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した人

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会は、原則として公開とする。

(会長及び副会長)

第 36 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 37 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 38 条 審議会に、部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、所属委員が互選する。

(専門委員)

第 39 条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門的知識を有する人から町長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該事項の調査期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(斜里町自然保護条例の一部改正)

2 斜里町自然保護条例(昭和 47 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

(斜里町公害防止条例の一部改正)

3 斜里町公害防止条例(昭和 48 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

3. 斜里町ポイ捨て禁止条例

斜里町ポイ捨て禁止条例

平成 21 年 3 月 19 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ポイ捨てを禁止することにより、知床世界遺産の自然景観を守るとともに地域の環境美化を推進し、もって町民の生活環境の効用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (2)空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入った物並びに栓及びふたを含む。）、包装袋、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋、犬猫の糞、釣り魚と残滓及びし尿と用便紙をいう。
- (3)町民及び滞在者等 町内に移住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (4)事業者 町内で事業活動を行うものをいう。
- (5)土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(町の責務)

第 3 条 町はこの条例の目的を達成するために景観の保全と環境美化に対する意識の啓発等に必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、前項の施策を推進するため必要があるときは、関係機関と連携して行うものとする。

(町民及び滞在者等の責務)

第 4 条 町民及び滞在者は、自主的に清掃活動を行う等、景観の保全と環境美化に努めるとともに、町が実施するポイ捨て禁止に関する施策（以下「施策」という。）に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

2 事業者はポイ捨てを防止すうため、これに関する従業員の意識啓発に努めなければならない。

(印刷物等の配布者の責務)

第 6 条 公共の場所に置いて印刷物などを配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等が散乱しているときは、速やかにこれを回収しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 7 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるポイ捨て防止に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。する。

(ポイ捨ての禁止)

第 8 条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

- 2 飼い犬や猫を連れてくる者は、公共の場所に置いて当該飼い犬や猫が糞をしたときは、その糞を回収しなければならない。
- 3 何人も、公共の場所に置いて喫煙する場合には、吸い殻入れが付近に設置されている場所で喫煙するか、吸い殻入れを携帯しなければならない。

(環境美化推進地区の指定)

第 9 条 町長は、ポイ捨てを禁止するため、特に必要と認められる区域を環境美化推進地区（以下「推進地区」という。）に指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定により推進地区を指定しようとするときは、当該指定地域の関係地域住民、関係団体等の意見を聞かなければならない。
- 3 町長は、推進地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 町長は、必要があると認めるときは、推進地区を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(関係機関への要請)

第 10 条 町長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、ポイ捨て禁止について、必要な措置を講ずるよう要請するものとする

(指導等)

第 11 条 町長は、第 8 条 1 項から第 3 項に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

- 2 町長は、前項による勧告を受けたものが、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し勧告に従うよう命令することができる。
- 3 町長は、前項による勧告を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

(環境美化推進協力員)

第 12 条 町長は、環境美化推進協職員（以下「協力員」という。）を置き、景観の保全と環境美化の推進に関し必要な啓発、監視、指導その他の活動について協力を求めることができる。

2 協力員は次に掲げる者とする。

- (1) 地域自治会の役員等
- (2) その他町長が特に認めた者

(罰則)

第 13 条 推進地区において第 11 条第 2 項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、3 万円以下の過料に処する。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定は平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

4. 環境審議会

平成 15 年 4 月から斜里町環境基本条例が施行されたことにより、それ以前の設置されていた公害対策審議会(斜里町公害防止条例)と自然保護審議会(斜里町自然保護条例)を廃止し、町長の諮問機関として新たに環境審議会を設置した。審議会には、生活環境部会と自然保護部会が設けられている。平成 21 年度に審議会人数の見直しを行い 20 名から 14 名とした。また、平成 29 年度から無作為抽出公募委員制度を導入した。

令和 7 年 3 月 現在

区 分	氏 名	備 考
自然環境部会	加倉井 理佐	環境省自然保護官
	木幡 純一郎	観光協会副会長
	尾河 文男	斜里町猟友会
	村上 ひろ美	事業者（農業）
	鈴木 謙一	専門家
	藤田 典之	無作為抽出
	深山 和彦	無作為抽出
生活環境部会	村上 秀夫	自治会連合会環境衛生部会
	沼倉 美喜子	自治会連合会女性部会
	加藤 英樹	事業者（漁業）
	鳥越 久生	事業者（農業）
	村上 涼子	事業者（商工業）
	青木 陽子	無作為抽出
	石川 文子	無作為抽出

5. みどりの環境づくり推進本部

斜里町行政内部協議組織設置規定（平成4年規定第1号）第2条に基づく「みどりの環境づくり推進本部」（以下「本部」という。）の具体的運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。また、環境基本計画の推進体制として、みどりの環境づくり推進本部が位置付けられており、全庁的な調整を図り、内部での点検・評価を行う。

推進本部が担任する事務は、次のとおりとする。公園、広場、街路、河岸等の緑化に関すること、省資源、リサイクルに関すること、廃棄物の処理及び清掃活動に関すること、花づくり、植樹及び緑化思想の普及に関すること、その他前各号に関連すること。

令和7年3月 現在

役職		氏名
本部長	総務部長	増田 泰
委員	民生部長	高橋 佳宏
	産業部長	鹿野 能準
	教育部長	菊池 勲
	企画総務課長	伊藤 智哉
	財政課長	三嶋 慎太郎
	環境課長	塩 幸也
	住民生活課長	丸子 直樹
	農務課長	村上 和志
	水産林務課長	森 高志
	商工観光課長	南出 康弘
	建設課長	榎本 竜二
	水道課長	乙間 浩二
	学校教育課長	鹿野 美生子
	博物館長	佐々木 剛志
	総務部参事	鳥居 康人
	企画係長	吉田 結貴
	自然環境係長	吉田 貴裕
生活環境係長	(塩 幸也)	
事務局	総務部 環境課	(塩 幸也)
		村田 恭亮

6. 環境行政の変遷

昭和39年	1964	知床半島が22番目の国立公園に指定される
昭和47年	1972	斜里町自然保護条例制定 斜里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和48年	1973	斜里町公害防止条例制定
昭和49年	1974	全道自然公園大会がウトロで開催される
昭和52年	1977	しれとこ国立公園内100平方メートル運動がスタートする 下水道施設整備事業に着手する
昭和55年	1980	遠音別岳が原生自然環境保全地域に指定される 斜里岳が道立自然公園に指定（15番目）される
昭和58年	1983	以久科一般廃棄物処理場(破砕埋立方式)が完成する
昭和61年	1986	国立公園内国有林択伐問題全国的に反響呼ぶ
昭和62年	1987	公共下水道終末処理場供用開始する
昭和63年	1988	(財)自然トピアしれとこ管理財団を設立する 知床自然センターがオープンする
平成1年	1989	知床半島が森林生態系保護地域に指定される
平成6年	1994	全町的なりサイクル事業(8品目)がスタートする
平成8年	1996	第5回環境自治体会議が斜里町(ウトロ)で開催される
平成9年	1997	「100平方メートル運動の森・トラスト」を開始する
平成11年	1999	風力発電フィールドテスト事業(風況精査)を実施する カムイワッカ地区自動車利用適正化対策(マイカー規制)開始
平成13年	2001	斜里町役場がISO14001の認証を取得する
平成14年	2002	斜里町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 斜里町環境基本条例制定
平成16年	2004	知床が世界自然遺産として推薦される 斜里町地域新エネルギービジョンを策定する 世界遺産委員会(国際自然保護連合)が登録のための現地調査を実施
平成17年	2005	南アフリカ共和国ダーバンで開催された第29回世界遺産会議で知床の世界自然遺産登録が決定(国内3箇所目)
平成18年	2006	ごみの有料化がスタートする ウトロ市街地を囲むシカ柵を設置する
平成19年	2007	羅臼岳で携帯トイレ普及事業を開始する 世界遺産地域(知床岬)で環境省がエゾシカの個体数調整を実施
平成20年	2008	斜里町一般廃棄物処理基本計画・斜里町一般廃棄物処理施設基本構想 を6月定例町議会で議決
平成21年	2009	斜里町ポイ捨て禁止条例制定 環境省が知床世界遺産センターをウトロにオープンする
平成22年	2010	しれとこ100平方メートル運動保全対象地全ての取得が完了する 新一般廃棄物処理施設建設工事着工
平成23年	2011	知床五湖フィールドハウスがオープンする 知床五湖パークサービスセンターがオープンする 知床五湖利用調整地区制度が開始される 新一般廃棄物処理施設建設工事が竣工する
平成24年	2012	新一般廃棄物処理施設エコクリーンセンター(愛称:みらいあーる)の 供用を開始する 環境基本計画の検討を開始する
平成25年	2013	知床ヒグマえさやり禁止キャンペーンがスタートする

- エゾシカ有効活用推進事業を開始する
 - 斜里町環境基本計画を策定する
- 平成26年 2014 知床国立公園指定50周年を迎える
- 有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業を開始する
 - 知床五湖駐車場拡張工事を実施する
- 平成 27 年 2015 知床世界自然遺産 10 周年を迎える
- 知床自然センター改修工事を実施する
- 平成 28 年 2016 知床自然センターがリニューアルオープン
- 100 平方メートル運動の森・トラストの第 2 次中期計画検討開始
- 平成 29 年 2017 100 平方メートル運動 40 周年記念事業実施
- 平成 30 年 2018 第二期地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定
- 令和 元年 2019 斜里川水系・河川環境保全連絡会設置
- 令和 3 年 2021 公共施設の LED 化開始
- 廃棄物広域化処理検討開始
- 令和 5 年 2023 第 2 期斜里町環境基本計画を策定する
- 令和 6 年 2024 知床国立公園指定 60 周年を迎える

7. 斜里町の環境データ

1) 河川水質検査結果

令和6年11月測定

河川名	類型	pH	BOD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌数 20CFU/100mL
河川環境基準	類型 AA	6.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	-
	類型 A	~	2 以下			-
	類型 B	8.5	3 以下		5 以上	-
猿間川（下流）	B 相当	7.3	1.3	6	11.8	19
猿間川（上流）	A 相当	7.3	1.5	9	11.6	14
秋の川	A 相当	7.3	2.4	8	11.5	10
幾品川	A 相当	7.5	<0.5	1	14	4
豊里川	A 相当	7.4	0.5	1	13	3
ウェンベツ川	A 相当	7.1	1.1	8	10.6	40
奥薬別川	A 相当					
糠真布川	A 相当					
遠音別川	A 相当					
ペレケ川	A 相当					
岩尾別川	A 相当					
イダシュベツ川	A 相当					
ルシャ川	A 相当					

2) ダイオキシン検査結果

令和6年度ダイオキシン類測定結果（ダイオキシン類対策特別措置法）

施設名	測定項目	測定結果	基準値
小動物処理 施設	排ガス	0.019ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
	焼却灰	0.0035ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
公共下水道 終末処理場	排ガス	0.081ng-TEQ/m ³ N	10ng-TEQ/m ³ N
	焼却灰	0.00012ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
旧清掃センター	放流水	0.00033pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l
一般ごみ資源 化施設 バイオボイラ	排ガス	0.32ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
	混合灰	2.4ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
エコクリーン センター（水質）	放流水	0.20pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l
	浸出水処理 施設放流槽	0.000077pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l

	資源化処理施設 放流タンク	0.000067g-TEQ/ 1	10pg-TEQ/1
--	------------------	------------------	------------

※ 測定結果については、北海道に対し報告。

3) 100 平方メートル運動の森・トラストの参加件数と寄付金額

100 平方メートル運動の森・トラストの参加件数と寄付金額

年度	件数	寄付金額 (千円)
平成 9～令和元年度計	20,320	398,814
令和 2 年度	894	20,811
令和 3 年度	867	20,427
令和 4 年度	953	23,782
令和 5 年度	900	21,430
令和 6 年度	884	28,568
累積合計	24,818	513,832

4) 野生生物保護管理

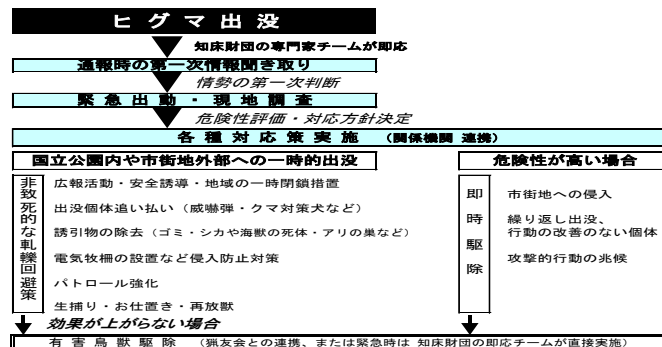
(1) 自然環境保護管理対策事業費 (千円)

業務区分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	備 考
自然環境保護管理対策	2,551	2,574	2,574	4,318	2,760	3,168	知床財団への業務委託分
ヒグマ管理対策	9,006	8,074	9,079	8,074	9,079	11,071	知床財団への業務委託分 (猟友会の協力あり)

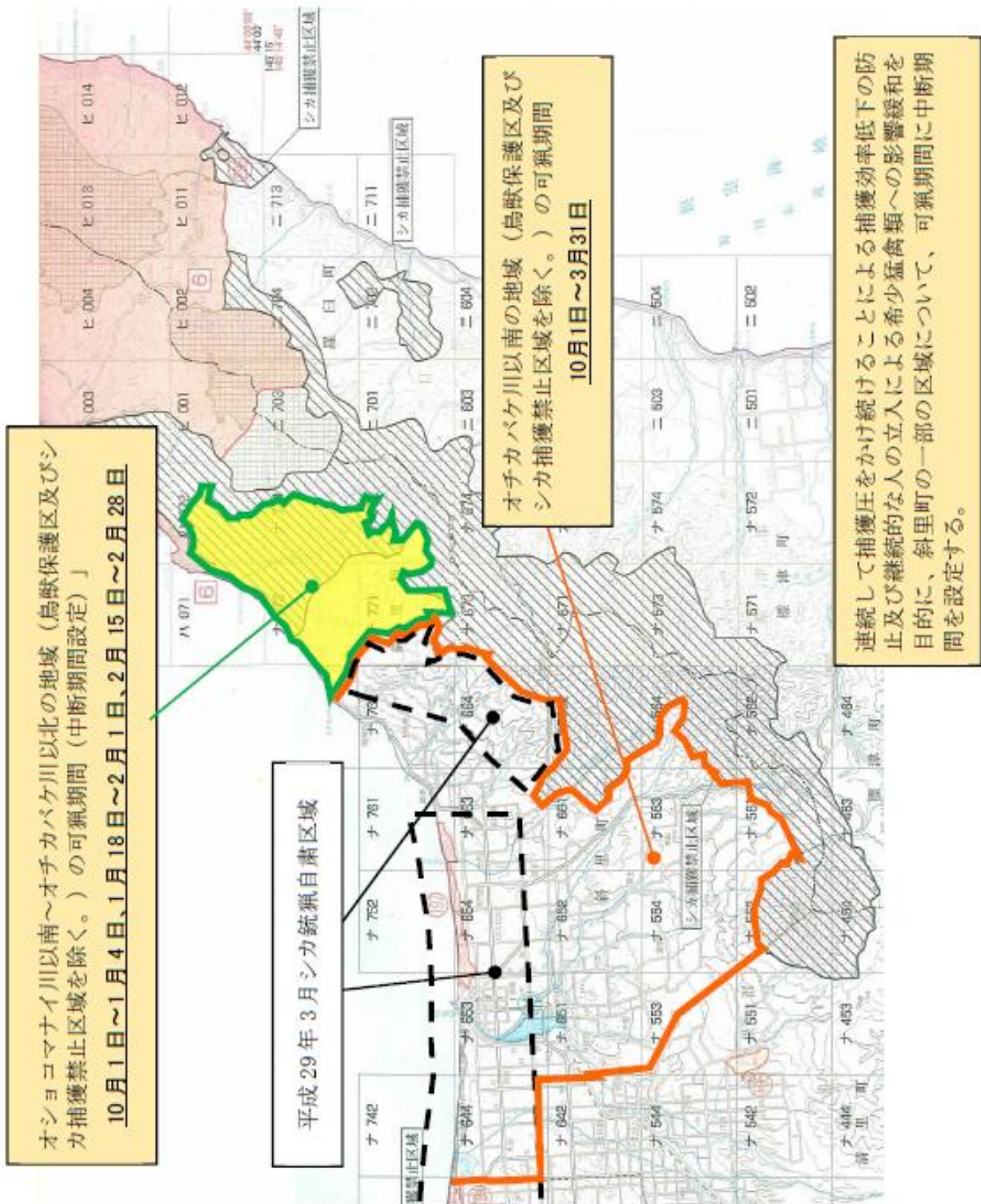
(2) ヒグマ目撃情報 (件)

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
国立公園内	870	671	762	1,138	1,527	1,000
ウトロ地区	42	91	108	180	282	26
その他町内	58	63	121	111	210	60
合 計	970	825	991	1,429	2,019	1,086

ヒグマ出没時の対応フロー



5) エゾシカ可猟区域



6. 知床世界自然遺産登録

1) 登録までの道のり

- 平成5年度 斜里町環境保全課で世界遺産に関する調査を開始。
- 平成6年度 知床国立公園指定30周年を契機に、斜里羅臼両町で世界遺産登録への取り組みを検討開始。
- 平成8年度 斜里町第4次総合計画で世界遺産登録への取り組みを行うことを明示。釧路市で開催の「第2回東アジア国立公園自然保護地域会議」で、IUCN世界遺産委員会副委員長ビング・ルーカス氏からアドバイスを受ける。
- 平成9年度 9月 斜里町広報で、世界遺産登録推進の記事掲載。
9月 しれとこ100平方メートル運動20周年記念国際シンポジウムにIUCN世界遺産委員会副委員長ビング・ルーカス氏を招待し、知床半島を視察。
- 平成10年度 11月 両町関係者が、先進地の屋久島を視察。
3月 両町合同で、知床の世界的価値を内外にアピールするための資料集「世界の遺産 知床半島」を作成。関係者・機関へのアピールを開始。
- 平成11年度 6～7月、両町町長が、環境庁長官・林野庁長官・北海道知事らに対して知床の世界遺産登録推進を求める要望書を提出。
7～11月に斜里町内関係団体・住民への説明会を開催。
・7/8知床斜里町観光協会ウトロ部会・9/14住民説明会（斜里小）
・9/29住民説明会（ゆめホール/2回）・10/5住民説明会（ウトロ小中校）
・11/24ウトロフォーラム21勉強会
・10/14両町および北海道が共催で、世界遺産フォーラムを開催、参加者276名。
- 平成12年度 4月 斜里町議会総務常任委員会の白神山地（青森県西目屋村）視察。
5月 斜里町内経済団体代表者5名（観光協会・温泉旅館組合・ウトロ漁協・商工会・農協）が世界遺産会議への参加を兼ねて屋久島視察。
- 平成13年度 10月 斜里・羅臼両町長が環境省・林野庁へ要請活動。
- 平成14年度 9月 斜里町で開催した、しれとこ100平方メートル運動25周年記念ナショナルトラスト全国大会の分科会で、世界遺産に関する課題を提起。
- 平成15年度 4月 住民説明用資料「世界自然遺産登録に向けて」作成。
5月以降に町内の事業団体・住民への説明会開催。（7月まで13回開催）
5月26日 第4回環境省・林野庁専門家検討会で、知床・小笠原諸島・南西諸島が候補地として選考される。
6月9日 「知床の世界自然遺産登録をめざす斜里町民会議」が発足。
10月16日 環境省と林野庁が知床を次期推薦候補地として発表。
10月27日 第1回「知床世界自然遺産候補地地域連絡会議」開催。以後、
11月5日・12月5日・15日に4回の会議を開催し、第4回会議において管理計画案を策定。
11月4日 第2回斜里町民会議を開催し、管理計画案について協議。

- 12月10日 第3回斜里町民会議において管理計画案を承認。
- 1月30日 政府がユネスコ世界遺産委員会に推薦書・管理計画等を提出。
- 3月27日 東京において、読売新聞社と関係機関の共同事業によって「第1回リレーフォーラム」を開催。
- 平成16年度 5月10日 第4回斜里町民会議開催。
- 7月7日 第5回知床世界自然遺産候補地地域連絡会議開催。
- 7月8日 世界遺産科学委員会開催。
- 7月13日 知床エコツーリズム推進協議会設置。
- 7月20日～25日 国際自然保護連合(IUCN)シェパード部長による遺産候補地現地調査実施。
- 8月末 国際自然保護連合より環境省に保護管理関係の質問書が届く。
- 9月5日 羅臼町において、読売新聞社と関係機関の共同事業によって「第3回リレーフォーラム」を開催。
- 10月12日 第5回斜里町民会議開催。
- 11月5日 日本政府から世界自然保護連合に書簡の回答書を提出。
- 2月2日 国際自然保護連合より海域保護管理に関する質問書が届く。
- 3月25日 日本政府から世界遺産委員会に書簡の回答書を提出。
- 平成17年度 5月30日 国際自然保護連合(IUCN)がユネスコに知床を含む12箇所の自然遺産(複合遺産も含む)の評価結果をユネスコに提出し、知床については世界自然遺産への登録が適当と勧告したことが明らかになる。
- 7月10日～17日 ユネスコ世界遺産会議(南アフリカ共和国・ダーバン)が開催され7月14日18時30分(現地時間14日11時30分)知床が世界自然遺産に登録されることが決定した。7月17日付で登録。

2) 登録地域の概要

項目	内容
登録区域等	<ul style="list-style-type: none"> ○所在地：北海道斜里郡斜里町及び目梨郡羅臼町(知床半島の一部) ○面積：71,000ha (陸域 48,500 ha 海域 22,500 ha) ○保護の担保措置： 遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保護地域等に指定されている。
推薦省庁	環境省、林野庁及び文化庁
自然環境の主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○知床は世界で最も低緯度の季節海氷域であり、海氷に特徴づけられる海洋生態系と陸上生態系と連続することによって複合生態系を形成しており、海洋生態系と陸上生態系の相互関係を示している。 ○海岸から約1,600mの山頂部までの間には、人手の入っていない

	<p>い多様な植生が連続して存在しており、豊富な餌資源と多様な環境を背景として、ヒグマは世界的にも高密度で生息している。</p> <p>○知床は、北方系と南方系の両系の種が混在するなど、地理的位置と多様な自然環境を背景として特異な種構成、分布がみられるほか、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの国際的希少種の重要な繁殖地や越冬地となっており、これらの種の存続に不可欠な地域となっている。</p>
関連事項	○地域の人々の自然に対する意識は高く、「しれとこ100平方メートル運動」など自然環境保全に関する様々な活動が行われている。

3) 世界自然遺産・知床の保全と管理に関する連絡調整協議

(1) 設置の目的

知床を有する斜里町と羅臼町が知床の世界自然遺産を将来にわたり適正に保全管理し、より良い形で後世に引き継いでいくために、地方自治法第252条の2第1項の規程に基づき設置。平成17年10月13日に発足。

(2) 協議会の主な事務

- ・知床憲章の推進に関すること
- ・観光客等のごみ・し尿対策に関すること
- ・海域利用に伴う海洋汚染・安全対策に関すること
- ・河川環境の保全管理に関すること
- ・野生生物の保護と適正管理に関すること
- ・地域の広告物規制等景観保持に関すること
- ・国際化に関すること
- ・環境税、利用協力金等の導入検討に関すること
- ・情報収集に関すること
- ・環境教育に関すること
- ・その他知床の保全管理に関すること

世界自然遺産・知床の保全と管理に関する連絡調整協議会

令和5年12月 現在

役職	氏名	職名
会長	山内 浩彰	斜里町長
副会長	湊屋 稔	羅臼町長
委員	芝尾 賢司	斜里町副町長
	川端 達也	羅臼町副町長
	岡田 秀明	斜里町教育長
	石崎 佳典	羅臼町教育長
	増田 泰	斜里町総務部長

	鹿野 能準 菊池 勲 伊藤 智哉 鹿又 明仁 飯島 東 佐野 健二 八幡 雅人	斜里町産業部長 斜里町教育部長 斜里町企画総務課長 羅臼町企画財政課長 羅臼町総務課長 羅臼町建設水道課長 羅臼町学務課長
事務局	結城 みどり 吉田 貴裕 寺屋 翔太 湊 慶介 伊藤 芳征 白柳 正隆 田澤 道広	斜里町環境課長 斜里町環境課自然環境係長 斜里町環境課 羅臼町産業創生課長 羅臼町まちづくり担当課長 羅臼町産業創生課産業創成係長 羅臼町産業創生課 主任
出納員	山本 千恵子	斜里町会計係長
監事	宮山 貢	斜里町代表監査委員

斜里町環境基本条例第 8 条では、「町民の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。」及び環境基本計画「第 5 章 環境報告書の等の作成・公開」に基づき、本報告書は「年次報告」として作成いたしました。

項目の設定、内容等については今後も追加修正を加えながら毎年度の報告書としての内容を高めていきたいと考えておりますので、お気づきの点があれば環境課までご連絡いただきたいと思います。

斜里町環境報告2024

発行 2026年（令和8年）3月

斜里町環境課

北海道斜里郡斜里町本町 12 番地

Tel 0152 - 26 - 8217

E-mail sh.shizen@town.shari.hokkaido.jp

sh.kankyo@town.shari.hokkaido.jp